

第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画

計画期間：2026（令和8）年度～2030（令和12）年度



魚沼市公式キャラクターうおぬまっち



2026（令和8）年3月

魚 沼 市

魚沼市民憲章

魚沼市は

越後三山に連なる山に囲まれ
清らかな水と緑に育まれた
美しいまちです

私たちは

この自然の恵みに感謝し
先人が築いてきた文化を敬い
いそいそと元気に暮らせる
まちをめざします

心豊かに学びあうまちに

はたらく喜びを

あふれさせる

ささえあい助けあう

楽しいまちに



はじめに

全ての市民の皆さまが、互いに人権を尊重し、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現は、私たち共通の願いです。「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、今、人権の重要性がかつてないほど高まっています。

現在、私たちの身の回りには、デジタル化の進展による情報の拡散や価値観の多様化に伴い意図せずとも誰かの人権を侵害してしまうリスクが潜んでいます。人権問題は決して誰かのことではなく、私たちの日常に深くかかわるテーマです。

このたび作成しました「第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画」は、時代の変化に伴う新たな人権課題に対応し、全ての市民の皆さまが尊厳を持って心豊かに暮らせるまちづくりを進めるための指針です。

人権を守る第一歩は、相手を「正しく知る」ことから始まります。本計画を通じて、市民の皆さまが人権を身近なものとして捉え、人権を尊重する地域社会を共に築いていけるよう、施策を展開してまいります。

結びに本計画の策定に当たり、「人権に関する市民アンケート調査」において貴重なご意見をいただいた市民の皆さま、計画策定委員会の皆さまに心より感謝申し上げます。

2026（令和8）年3月

魚沼市長 内 田 幹 夫

目 次

第1章	計画策定の趣旨と背景	
1	計画策定の趣旨	1
2	魚沼市の現状	4
3	計画策定の背景	11
第2章	人権教育・啓発の推進	
1	就学前教育・学校教育における人権教育の推進	14
2	生涯学習における人権教育の推進	16
3	企業・団体等における人権教育・啓発の推進	19
4	地域における人権啓発の推進	20
第3章	分野別人権施策の推進	
1	インターネット上の人権侵害とネットリテラシー教育	24
2	分野別人権施策の推進	27
	(1) 女性	27
	(2) 子ども	29
	(3) 高齢者	32
	(4) 障がいのある人	34
	(5) 部落差別問題（同和問題）	27
	(6) 外国籍の人	40
	(7) 感染症の患者等	42
	(8) その他の人権問題	44
第4章	計画の推進に向けて	
1	計画の推進体制	47
2	人権侵害を防ぐための取組の推進と相談体制の充実	47
3	計画の評価と見直し	47
資料編		48

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定にあたり

2000（平成12）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定され、地方公共団体に対しても、人権教育・啓発に関する計画の策定と、施策の実施が求められています。

本市では、2015（平成27）年に策定した「魚沼市人権教育・啓発推進計画」において、人権施策の基本的な方向性を明らかにしていましたが、その後の社会情勢の変化等を踏まえ、2021（令和3）年に中間見直しを行いました。

その後もインターネットの普及等に伴う、人権をめぐる社会情勢の大きな変化がもたらした『*差別されない権利』、『ビジネスと人権』などの考え方の普及、新しい課題や、以前からの課題についても解決に向けて取り組むため、「第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは2015（平成27）年に開催された「国連 持続可能な開発サミット」において採択された、よりよい未来を目指すための2030（令和12）年までの世界目標の略称です。



SDGsは、持続可能な世界を実現させるための17の目標と169のターゲットを掲げています。この17の目標全てが人権と深く関連し、誰一人取り残さないことを誓っています。

国内においては、行政を始め民間事業者、市民団体など多種多様な団体において取組が進められています。

*差別されない権利…人種や信条、性別、社会的身分などにより政治的、経済的、社会的な関係で不当に差別されないという権利のことで、憲法第14条で定められた「法の下での平等」の原則に基づいています。広義では人権侵害の予防や救済を求める権利として「差別されない権利」が提唱されることもあります。

(3) 計画の位置づけと計画期間

・計画の位置づけ

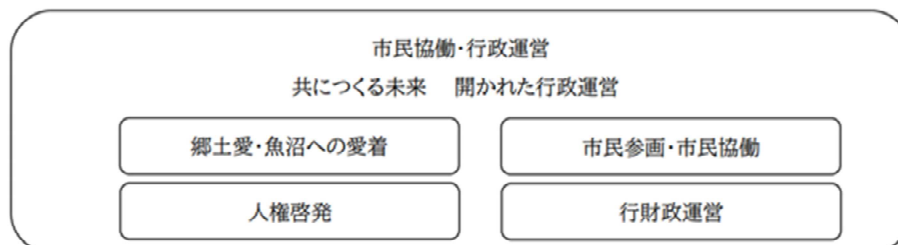
本計画は、「人権教育・啓発推進法」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、本市の人権施策の基本的な方向性を示すとともに、本市の最上位計画である「第三次魚沼市総合計画」では、市の目指す将来像『ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市』を掲げ、「郷土愛・魚沼への愛着」、「市民参画・市民協働」、「人権啓発」、「行財政運営」の4点をまちづくりの土台としました。

まちづくりを進める上で大切なことは、行政に携わる職員を始め、市民が人権について正しく理解することはもとより、差別をしないための意識改革を行い、日常生活の中で人権尊重の意識を欠かさないことです。そのためには、まちづくりの根底に人権尊重の視点が貫かれている必要があります。

※

ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市

4つの分野に共通するまちづくりの土台



※ 「ひとり一人」の表記について…「一人一人」、「一人ひとり」が一般的ですが、「第三次魚沼市総合計画」では、「ひとり一人」と表現することで柔らかく親しみやすい印象を持たせる意図があることから、本計画でも同様の表記とします。

人権啓発の目標

- ◆ひとり一人の人権が尊重される社会の実現を目指すとともに、互いを認め尊重し合い、共に生きていく地域社会づくりを推進します。
- ◆多様な生き方を選択できる環境づくりや意識づくりにより、誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。

取組方針 人権尊重のまちづくり

- ◆学校や生涯学習、地域社会、職場等における学習機会を通じて人権教育を推進するとともに、市民への人権に対する正しい理解と認識の醸成を図ります。
- ◆人権擁護委員等と連携し、地域に根差した人権擁護・人権尊重の気運を高める取組や、ひとり一人の人権を尊重する、差別や偏見のない地域社会づくりに取り組みます。
- ◆既存の様々な人権問題に加え、新たに発生した差別事象に関する相談に適切に対応するため、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

・計画期間

「魚沼市人権教育・啓発推進計画（第1次）」は、2015（平成27）年度から2025（令和7）年度までの11年間を計画期間として策定しました。中間年である2020（令和2）年度に住民意識調査を実施し、中間見直しを行いました。

人権問題を取り巻く環境は、社会情勢、国際情勢など様々な要因により変化していることから、「第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画」は計画期間を2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間と定め、最終年度に計画を改定をする予定です。

なお、計画の改定に当たっては、学識経験者、関係機関・団体の職員等、公募による市民を委員として構成する「魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会」を開催し、改定作業を実施します。

2 魚沼市の現状（人権に関する市民アンケート調査結果）

本計画の策定の基礎資料とするため「人権に関する市民アンケート調査」を実施しました。対象者は、無作為に抽出した、市内在住の16歳以上の市民1,000人です。

調査対象者：無作為に抽出した16歳以上の市民 1,000人
調査期間：令和6年12月25日から令和7年1月15日まで
調査方法：郵送による配布・回収
有効回収率：47.2%（前回 令和元年の有効回収率45.1%）

○市民アンケート調査結果の概要

①回答者の属性

年代は、30歳代～50歳代が26.7%、60歳代以上が69.9%であり、60歳代以上が半数以上を占めています。

【年齢】

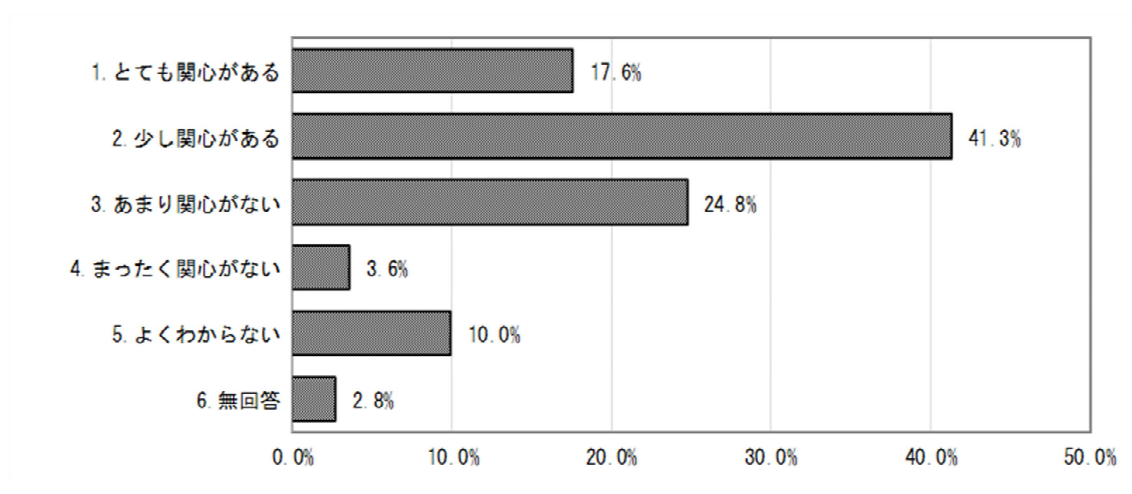
選択肢	人数	割合 (%)
1. 10歳代	8	1.7%
2. 20歳代	9	1.9%
3. 30歳代	18	3.8%
4. 40歳代	58	12.3%
5. 50歳代	50	10.6%
6. 60歳代	113	23.9%
7. 70歳代	135	28.6%
8. 80歳代	71	15.0%
9. 90歳代以上	7	1.5%
10. 無回答	3	0.6%

【居住地域別】

選択肢	人数	割合 (%)
1. 堀之内地域	81	17.2%
2. 小出地域	146	30.9%
3. 湯之谷地域	81	17.2%
4. 広神地域	92	19.5%
5. 守門地域	45	9.5%
6. 入広瀬地域	23	4.9%
7. 無回答	4	0.8%

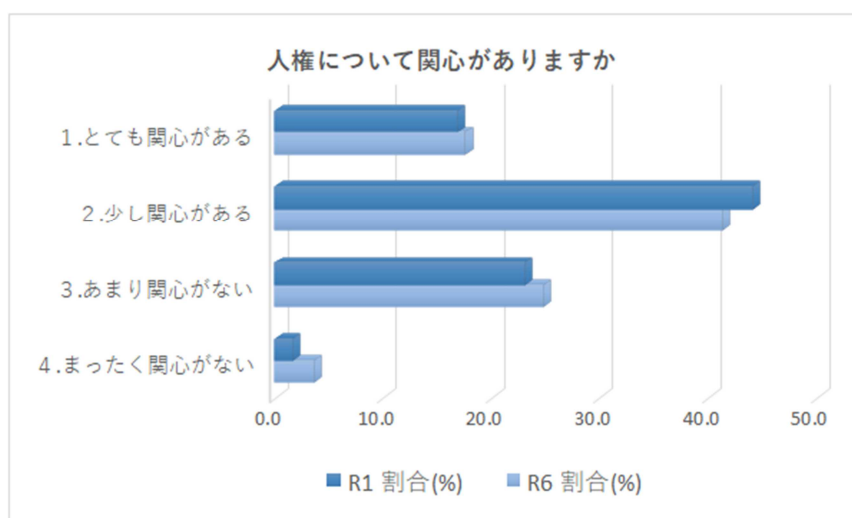
②人権全般について

●人権について関心がありますか。(回答は1つ)

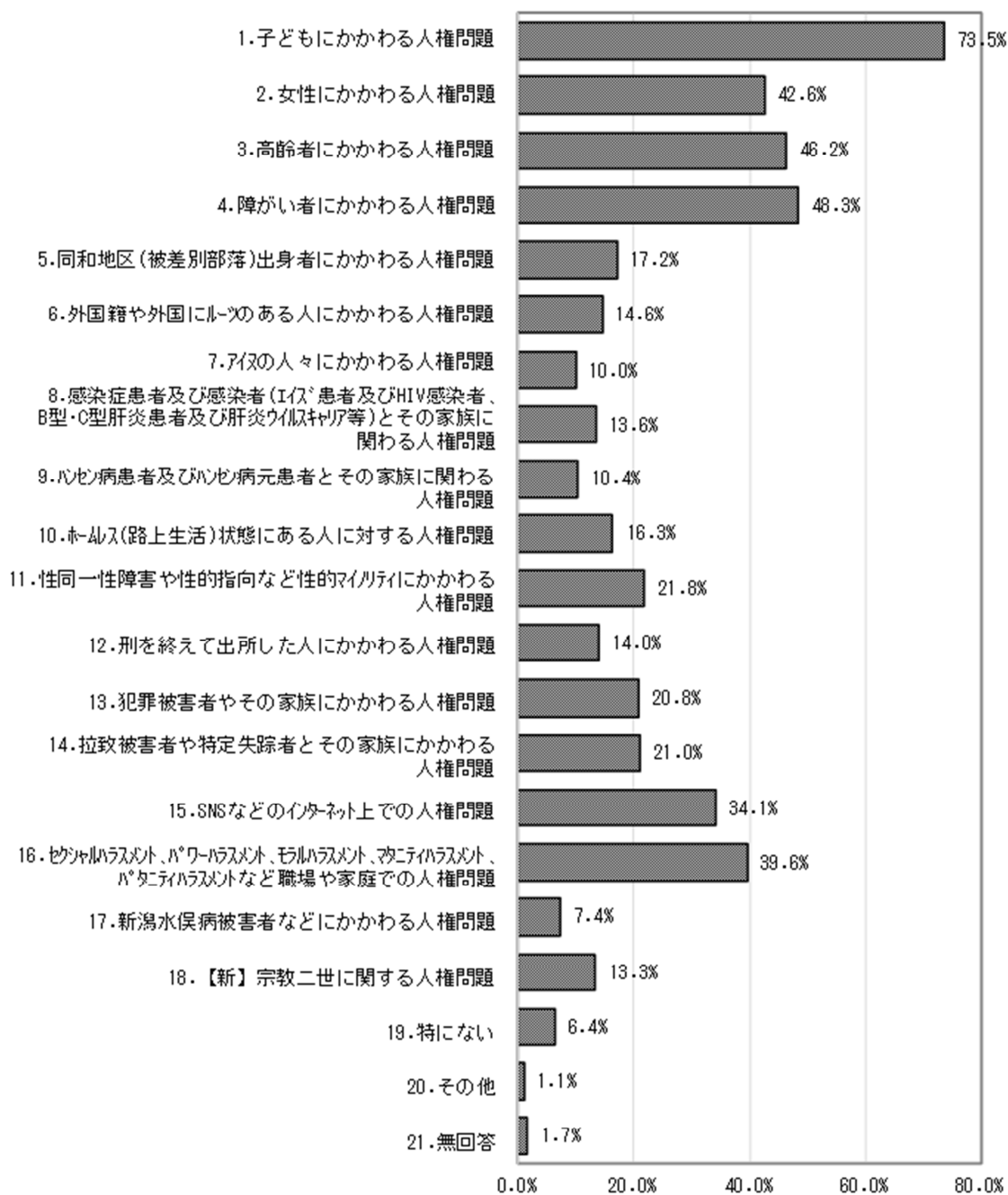


全体では、「少し関心がある」が41.3%で最も多く、次いで「あまり関心がない」24.8%、「とても関心がある」17.6%の順に続いています。「とても関心がある」・「少し関心がある」の合計は58.9%で、約6割となっています。

前回（令和元年度）実施の調査と比較すると、「あまり関心がない」が1.7%、「まったく関心がない」が2.0%増加しました。



●どの人権問題に関心がありますか。(回答は幾つでも)



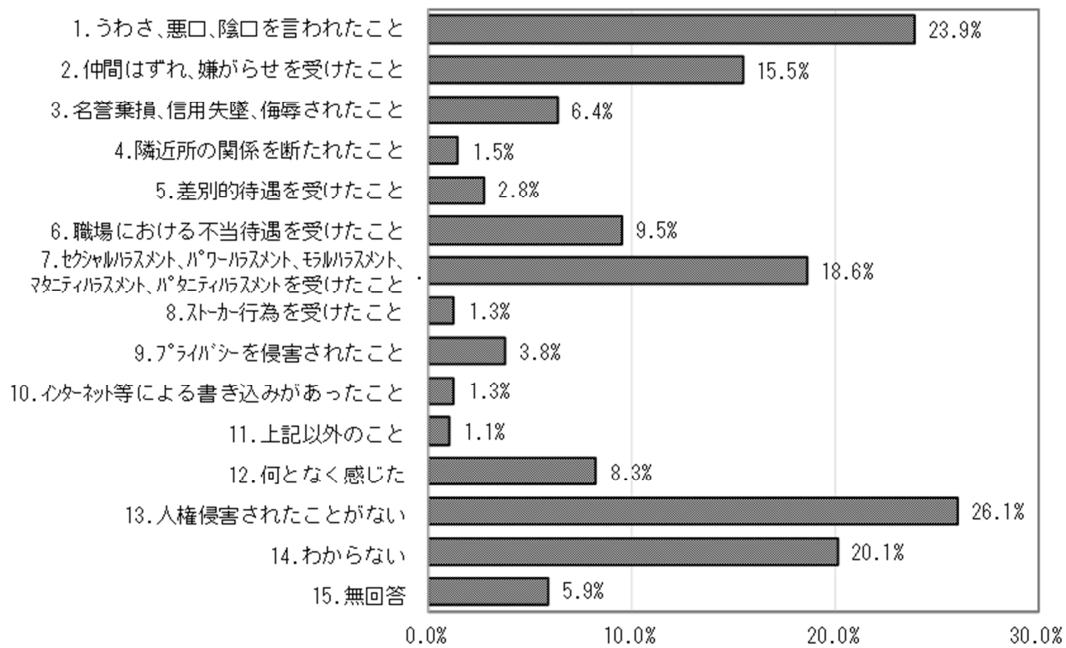
全体では、「子どもにかかわる人権問題」が73.5%で最も多く、次いで「障がい者にかかわる人権問題」48.3%、「高齢者にかかわる人権問題」46.2%、「女性にかかわる人権問題」42.6%の順に続いています。

前回の調査と比較すると、「SNSなどのインターネット上での人権問題」、「セクハラなど、職場や家庭での人権問題」、「性的マイノリティにかかわる人権問題」との回答が増加

しました。

年代別では、30歳代～80歳代は「子どもにかかわる人権問題」が最も多く、30歳代～60歳代でいずれも8割以上、70歳代と80歳代でも6割を超えています。10歳代は「子どもにかかわる人権問題」と「セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメントなど職場や家庭での人権問題」が同率で、20歳代は「性同一性障害や性的指向など性的マイノリティにかかわる人権問題」、90歳代以上は「高齢者にかかわる人権問題」が最も多い回答となりました。

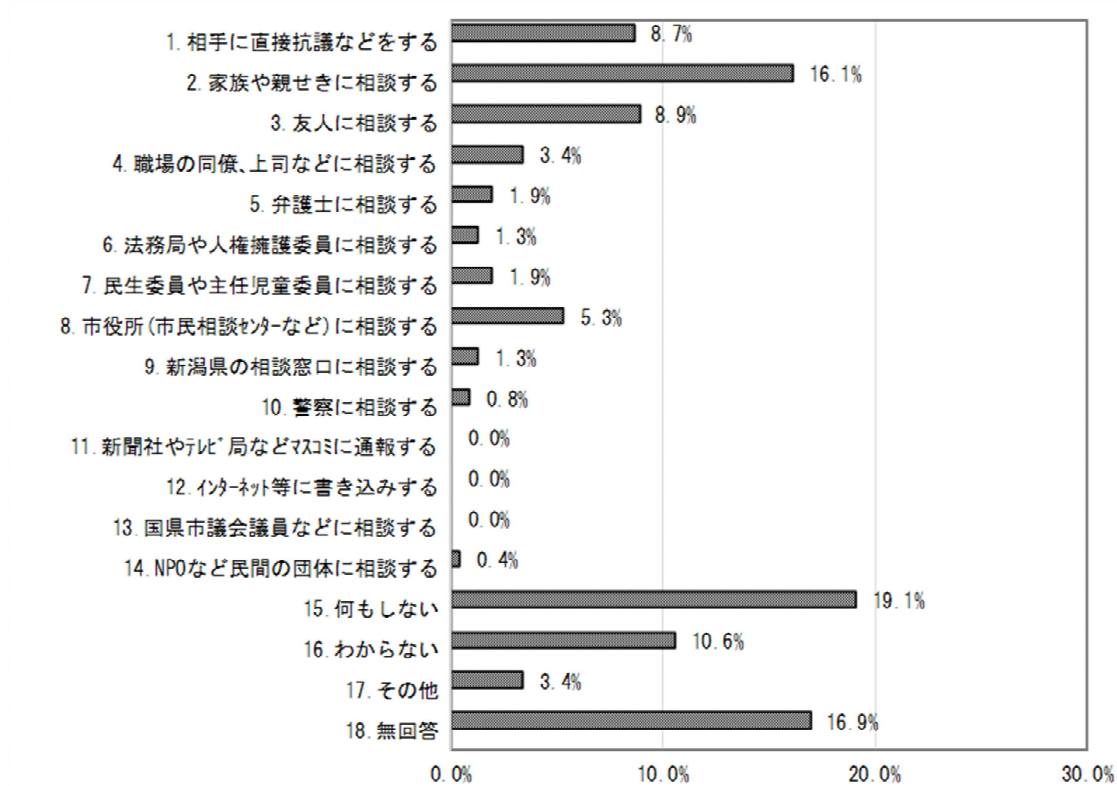
●人権侵害と感じたことはどのようなことですか。（回答は幾つでも）



全体では、「人権侵害されたことがない」が26.1%で最も多く、次いで「うわさ、悪口、陰口を言われたこと」23.9%、「わからない」20.1%、「セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメントを受けたこと」18.6%の順に続いています。

年代別では、「人権侵害されたことがない」は10歳代が50.0%、30歳代・90歳代以上でも4割を超えています。「うわさ、悪口、陰口を言われたこと」は20歳代が66.7%で最も多く、続いて40歳代の46.6%の順に続いています。

●人権侵害されたときの対応について。(回答は幾つでも)

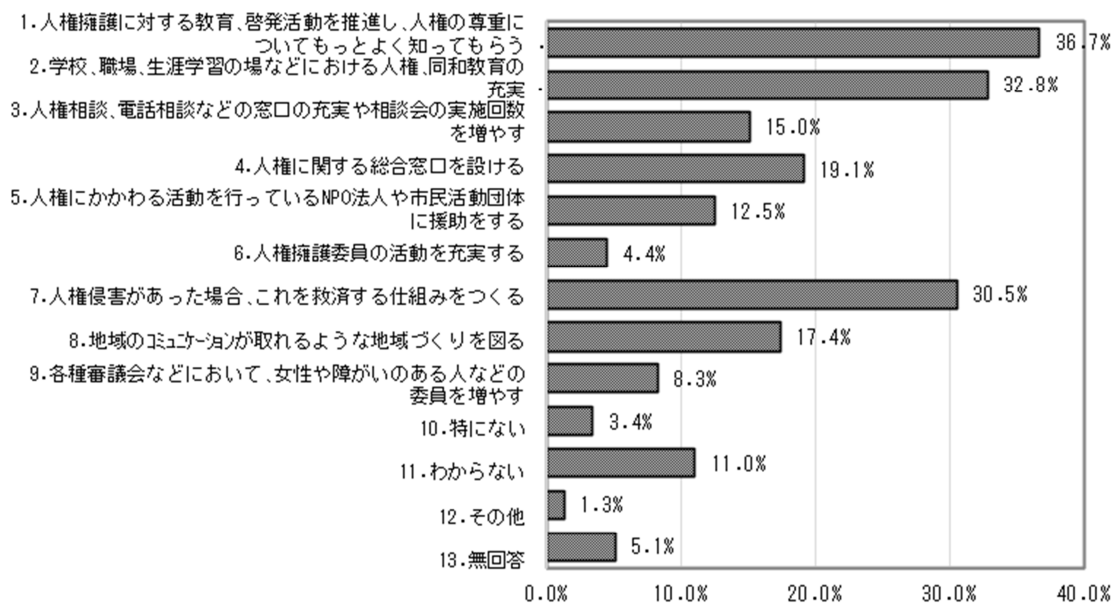


「何もしない」が19.1%で最も多く、次いで「家族や親せきに相談する」16.1%、「友人に相談する」8.9%、「相手に直接抗議などをする」8.7%の順に続いています。

職場や家族、友人などのほか、弁護士や法務局、人権擁護委員、NPO法人等民間団体へ相談するという回答も増加しました。

インターネットやSNSなどで思いがけず、トラブルに巻き込まれたり、被害者あるいは加害者になったりする可能性もあります。最近は相談先や相談方法も多様化し、より気軽に相談できる体制づくりが求められています。

●市が目指す明るく住みよい社会の実現に必要な取り組みについて。(回答は3つ以内)



「人権擁護に対する教育、啓発活動を推進し、人権の尊重についてもっとよく知ってもらう」が36.7%で最も多く、次いで「学校、職場、生涯学習の場などにおける人権、同和教育の充実」32.8%、「人権侵害があった場合、これを救済する仕組みをつくる」が30.5%の順に続いています。

・前回の調査との比較

No.	選択肢	R6	R1	比較
1	人権擁護に対する教育、啓発活動を推進し、人権の尊重についてもっとよく知ってもらう	36.7	36.6	0.1
2	学校、職場、生涯学習の場などにおける人権、同和教育の充実	32.8	36.6	-3.8
3	人権相談、電話相談などの窓口の充実や相談会の実施回数を増やす	15	9.1	5.9
4	人権に関する総合窓口を設ける	19.1	14.4	4.7
5	人権にかかわる活動を行っているNPO法人や市民活動団体に援助をする	12.5	5.1	7.4
6	人権擁護委員の活動を充実する	4.4	8	-3.6
7	人権侵害があった場合、これを救済する仕組みをつくる	30.5	30.8	-0.3
8	地域のコミュニケーションが取れるような地域づくりを図る	17.4	18.8	-1.4
9	各種審議会などにおいて、女性や障がいのある人などの委員を増やす	8.3	8.4	-0.1
10	特になし	3.4	5.5	-2.1
11	わからない	11	13.3	-2.3
12	その他	1.3	0.7	0.6
13	無回答	5.1	6.2	-1.1
(%)				

前回の調査との比較では、人権に関する相談窓口の充実を求める回答、人権にかかわるNPO法人や関係機関・団体への援助を求める回答が増加しました。

③市民アンケート調査から見える魚沼市の課題

市民が関心を持っている人権問題については、「子どもにかかわる人権問題」が最も多く、次いで「障がい者にかかわる人権問題」、「高齢者にかかわる人権問題」、「女性にかかわる人権問題」の順に続いています。令和6年度に新潟県が実施した県民アンケート調査「人権に関する意識について」では、関心がある問題として「障がい者」、「インターネットによる人権侵害」、「女性」、「子ども」、「北朝鮮による拉致被害者」の順になっています。少子高齢化が進んでいる本市では、「子どもにかかわる人権問題」への関心が高い傾向があります。

一方、市民アンケート調査で「あまり関心がない」、「全く関心がない」、「わからない」との回答も、38.4%と3割以上を占めています。市民に対して人権問題への関心を持ってもらう取組を継続して実施する必要があります。

魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言（2020（令和2）年4月制定）に掲げられている「市が目指す明るく住みよい社会」の実現に向けて取り組むべきこととして、「人権擁護に対する教育、啓発活動を推進し、人権の尊重についてもっとよく知ってもらう」、「学校、職場、生涯学習の場などにおける人権、同和教育の充実」、「人権侵害があった場合、これを救済する仕組みをつくる」との回答が、いずれも30%以上の回答となっています。このことを念頭に、社会情勢の変化により新たに発生した人権課題と従前の人権課題に取り組んでいくとともに、『差別されない権利』、『ビジネスと人権』など人権問題にかかわる新しい概念の普及を図る必要があります。

最後に、人権に関する市民アンケート調査は、今回が3回目となります。前回の調査と同じく、住民1,000人を無作為で抽出して市民アンケート調査を実施しましたが、少子高齢化の影響のため、各年齢層の人数に大きなばらつきがあり、市民アンケート調査以外にも市民の意見を聞く機会を設けるなど、意見聴取の方法については、次回の計画策定時の課題とします。

3 計画策定の背景

(1) 国際社会の動き

20世紀の二度にわたる大きな戦争での残虐行為を契機として1948（昭和23）年の国連総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「人権に関する世界宣言（以下「世界人権宣言」という。）」が採択されました。

この宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と明記されています。国連では、この世界人権宣言が採択された12月10日を「世界人権デー（Human Rights Day）」として定めています。

世界人権宣言が採択された後、法的拘束力を持たせ、その理念を実効あるものにするために「国際人権規約」を始め「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利条約」、「障害者権利条約」など多くの条約・規約が採択されました。

このほか、国連では、「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など重要なテーマごとに国際年を定め、問題解決を呼びかけています。更に時間をかけて取り組むべき問題については国連の10年として期間を設定しています。1995（平成7）年から2004（平成16）年の10年間を「人権教育のための国連10年」とし、最終年には引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に国連総会において「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど21世紀を「人権の世紀」にするための気運が高まりました。このような取組にも関わらず、2022（令和4）年に始まったロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナ自治区ガザを実効支配するイスラム組織ハマスとの軍事衝突など世界各地で紛争は繰り返され、一般市民をはじめとする多くの命と人権が奪われています。日本周辺においても核兵器による威嚇や軍事力拡大に向けた動きなど、国際社会は不安定な状況となっています。

(2) 国の動き

日本国憲法は、1947（昭和22）年に「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を基本原理として施行されました。第11条で基本的人権の尊重について規定し、その他の条文においても自由権、平等の権利、社会権、参政権などが定められ、基本的人権が保障されています。

一方、国際社会の一員として国際人権規約などの人権に関する規約・条約を批准し、人

権擁護の取組を進めてきました。1997（平成9）年には「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けた国内行動計画を策定しました。

ここに至るまでには、1922（大正11）年に、長い間いわれなき差別を受けていた被差別部落の人々が立ち上がり、全国水平社を結成し「水平社宣言」を採択、差別撤廃に向けた全国的な運動が広がった歴史があります。

この我が国固有の同和問題に対する国の取組は戦後本格的に始まり、1965（昭和40）年の同和対策審議会の答申を契機に1969（昭和44）年「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和地区の生活向上に向けた施策が進められました。1996（平成8）年には「人権擁護施策推進法」が制定され、人権擁護推進審議会が設置されました。1999（平成11）年の同審議会の答申を受けて、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画（第1次）」が策定されました。これにより、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが国及び地方公共団体の責務とされました。

その後も、子ども・高齢者・障がい者に対する虐待防止や、女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律の整備が進められてきたほか、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」いわゆる人権三法が施行されました。

2025（令和7）年6月には「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」が策定されました。企業活動における人権尊重の声が高まり、新たに「ビジネスと人権」が追加されるとともに、「インターネット上の人権侵害」が各人権課題の横断的な課題として整理されました。

（3）新潟県の動き

新潟県では、同和教育を中核とした人権教育を推進するため、1978（昭和53）年、「同和教育基本方針」を制定しました。その後、2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、県が取り組む人権教育・啓発の基本的な方向を示しました。同指針には、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がい者」、「同和問題」、「外国人」、「感染症患者等」、「新潟水俣病被害者」、「北朝鮮による拉致被害者」、「犯罪者やその家族」、「刑を終えて出所した人等」、「インターネットによる人権侵害」などの人権課題が提示されています。また、「市町村においても人権教育・啓発推進法にのっとり、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務がある」と明記されています。

さらに、2010（平成22）年には、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図る「新潟県人権教育基本方針」が策定されました。

2020（令和2）年3月には法整備や社会情勢の変化を踏まえ、「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が、2021（令和3）年3月には「新潟県人権教育基本方針」が、それぞれ見直されました。その後も新型コロナウイルス感染症まん延により発生した新たな人権問題への取組強化のため再度改定し、2021（令和3）年6月に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針（第2次改定版）」が策定されました。

（4） 魚沼市の動き

本市では、まちづくりの基本理念の一つとして、「人々が互いに支え合い、子どもから高齢者までが生き生きと暮らし続けるまちづくり」を進めてきました。

学校教育の分野では、温かい学級づくりと不登校対応の取組の推進を重点事項の一つに掲げ、親和的な学級集団の育成に向けた取組の推進や、不登校児童・生徒、家庭に対する教育相談の充実に努めています。

生涯学習の分野では、人権意識を高めることが全ての学びの根底にある目標と定め、人権に関する講演会などを開催しています。

子育てや福祉分野においては、「魚沼市子ども・子育て支援事業計画」、「魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「魚沼市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などを策定し、子どもやその保護者、高齢者、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりを進めています。

こうした取組を継続し、施策の実効性を高めるため、2020（令和2）年4月に「魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言」を行い、この宣言の下「魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例」を制定、施行しました。

前後して、2018（平成30）年に「魚沼市手話言語条例」を制定、2023（令和5）年に「魚沼市障がい者基幹相談支援センター」を開設、2024（令和6）年4月に、「魚沼市こども家庭センター」を設置、「魚沼市権利擁護サポートセンター」を開設するなど、人権問題に関係する様々な施策を展開してきました。

このほか、男女共同参画社会の実現のため「魚沼市男女共同参画推進計画」を策定し、全ての男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、男女ともに支え合うまちづくりを進めています。

第2章 人権教育・啓発の推進

日常生活のあらゆる場面において、市民の人権が尊重される差別や偏見のない魚沼市を目指して、学校、職場、地域など様々な場面での人権教育と人権啓発を進めていきます。

1 就学前教育・学校教育における人権教育の推進

現状と課題

乳幼児期は、心身の成長・発達が盛んであり、人間形成の基礎を作る大切な段階です。この時期は、周囲の大人の影響を受けやすく、乳幼児に接する大人の人権意識が問われます。

また、保育園、認定こども園、幼稚園では、遊びや生活を含む日々の保育全てが人権教育につながります。

学校教育では、教育活動全体を通して、児童・生徒の発達段階やライフステージに応じた、普遍的な人権尊重の精神を養う人権教育が必要とされ、副読本「生きる」を活用した人権教育、同和教育を実践するとともに教職員の指導力向上を図ってきました。

一方で、個別の重大な人権侵害である「いじめ問題」の解決に向けて、互いの個性や多様性を認め合い、自身と他者の人権を尊重する気持ちを育むことが求められるとともに、人権侵害を見逃さず、誰もが大切にされる学校づくりが重要です。

今回の市民アンケート調査では、「子どもの人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して、「しつけのつもりで暴力を加えたり、無視したり、面倒を見なかったりすること」と答えた人が49.4%でした。前回調査の結果57.6%から大幅に減少しました。「子ども同士のいじめ」は、「いじめを見て見ぬふり」と合わせると64.6%（前回65.6%）でした。「子どものいじめについてどのように考えているか」との問いに対しては、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合もある」と回答した人が45.1%（前回50.6%）、次いで、「いじめる人が悪い」と回答した人が37.3%（前回同率）でした。

子どもへの性的犯罪についても「性的犯罪の被害を受けること」と回答した人が18.2%（前回13.3%）と増加しています。インターネット利用の普及により、学校という場を離れても性犯罪や性暴力の被害者となる事案が生じています。

児童虐待といじめ問題は依然として大きな社会問題であり、どのような理由があっても、いじめは許されない、性的犯罪、虐待は人権侵害であるという啓発を更に進める必要があります。

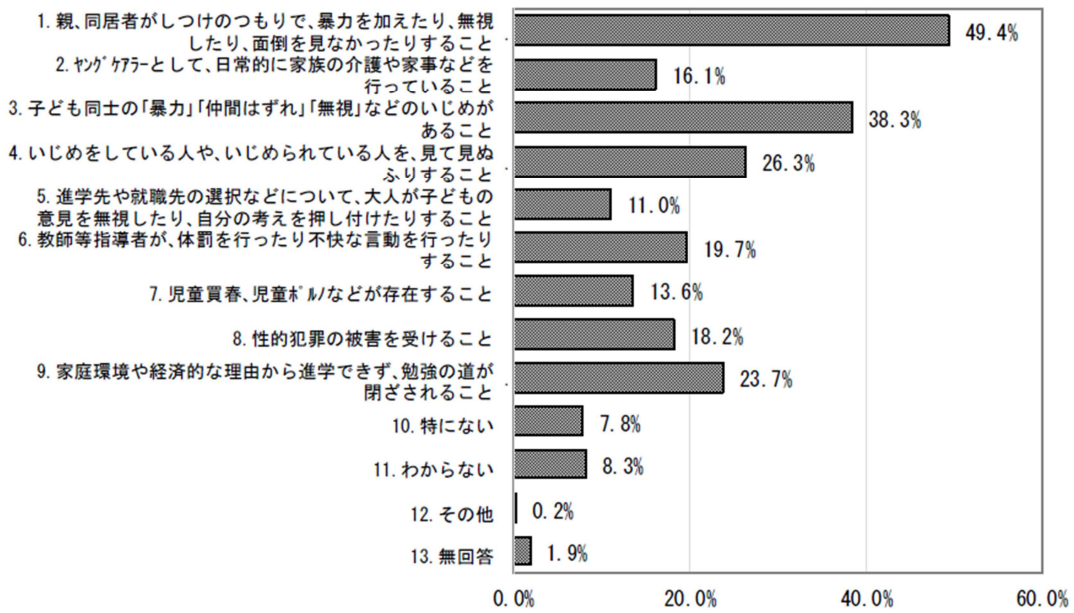
施策の方向

- ア 児童・生徒が様々な人権問題に対する正しい知識を深め、差別や偏見を許すことなく、互いの個性や多様性を認め合う学校、学級づくりを進めます。
- イ 教職員・保育士等の人権問題に対する教育的資質や指導力を向上させる取組を進めま

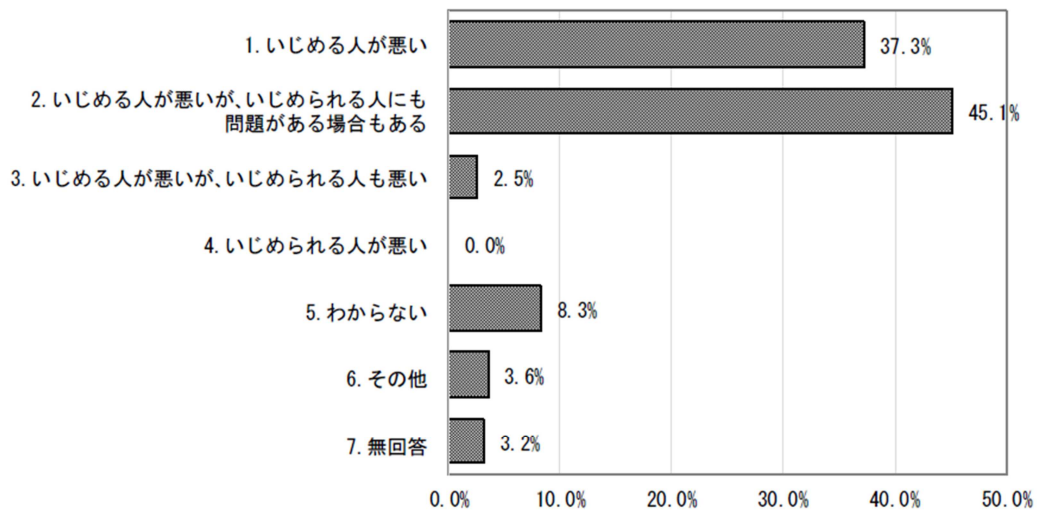
す。

ウ 児童虐待が問題となっている現状を踏まえ、学校だけではなく、家庭への支援や地域等との連携により、人権教育を進めていきます。

●子どもの人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●あなたは、子どものいじめについてどのように考えていますか。(回答は一つ)



2 生涯学習における人権教育の推進

現状と課題

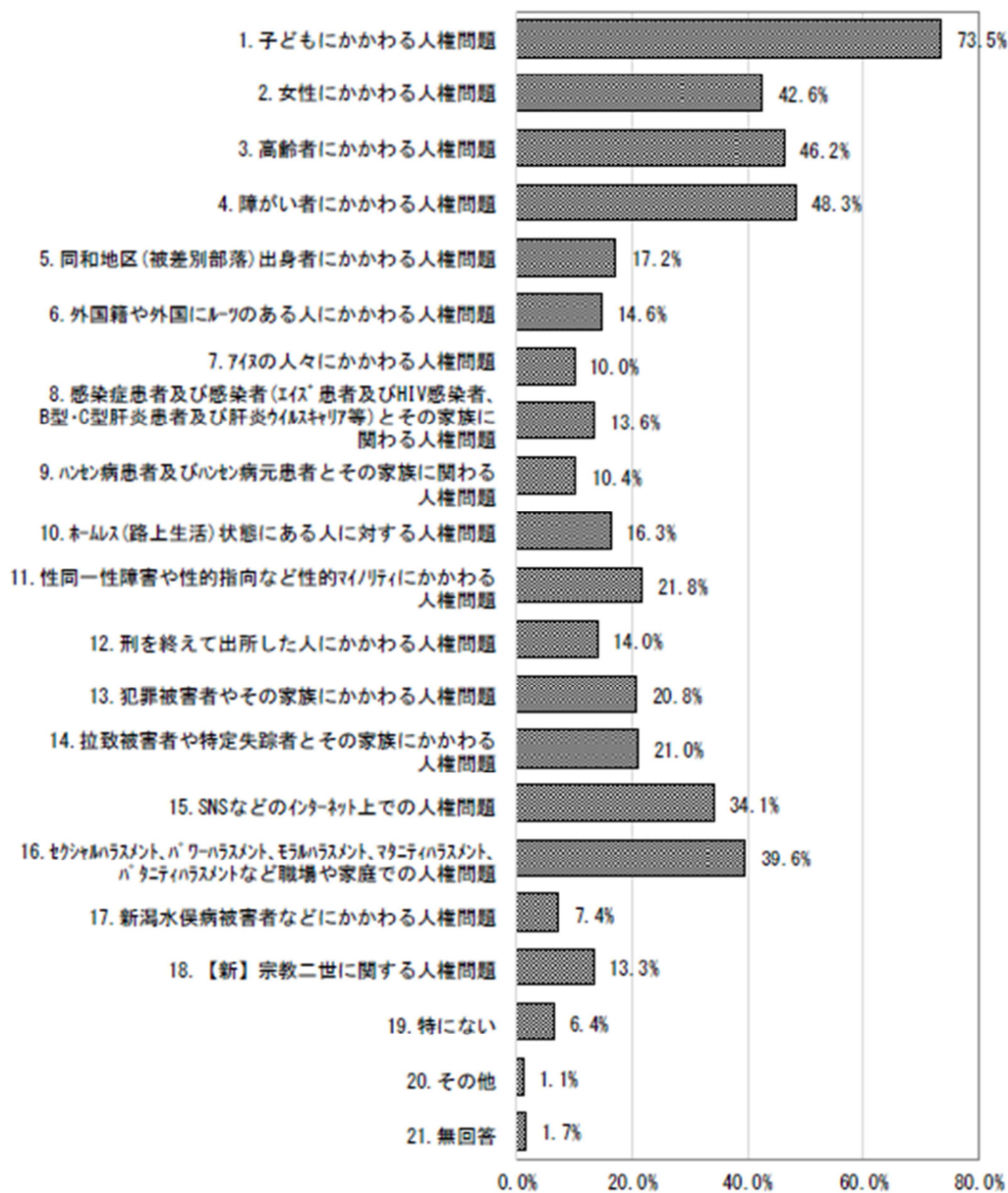
今回の市民アンケート調査では、「どの人権問題に関心がありますか」との問いに対しては、いじめ・虐待など「子どもに関わる人権問題」の回答が73.5%（前回80%）と最も高く、次いで「障がい者に関わる人権問題」が48.3%（前回55.2%）、「高齢者に関わる人権問題」が46.2%（前回48.8%）、「女性に関わる人権問題」が42.6%（前回48.1%）で、全体的に前回の調査より関心が低下しています。

前回実施した調査では、「人権や差別の問題に関心を持っていますか」との問いに対して、「かなり関心がある」と「少し関心がある」と答えた人の合計が61.0%という結果でしたが、今回の市民アンケート調査では58.9%となりました。国や県が実施したアンケート調査と比較して関心が低い結果となっており、部落差別問題（同和問題）を学校等で学ぶ機会が少なかった高齢者層は、人権問題への関心が低い傾向が見られ、多様な人権問題に対する市民の関心を高め、幅広い市民の学習により人権尊重の意識を地域に浸透させていくためには、より効果的な啓発が求められます。

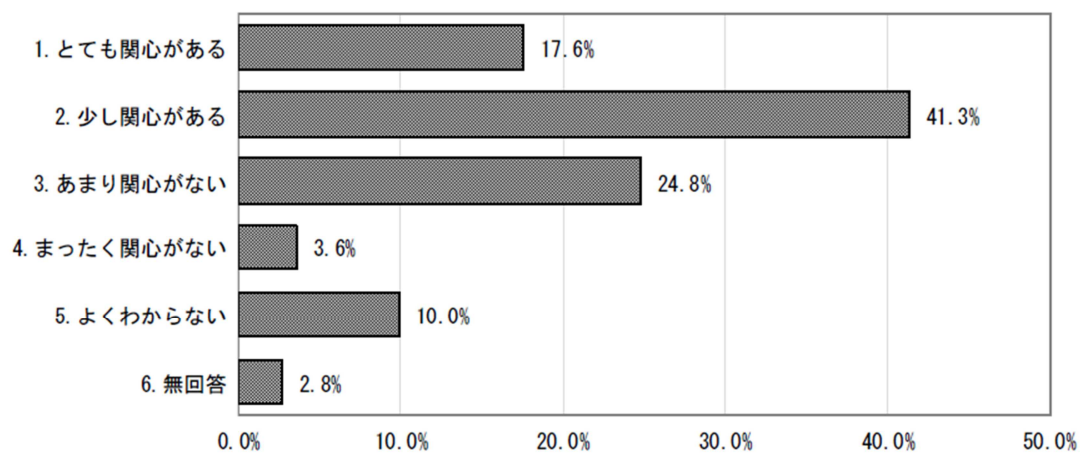
施策の方向

- ア 生涯学習推進計画に基づき、人権に関する講座を充実させるとともに、地域の実情に応じた学習機会を提供します。
- イ 学校教育と社会教育が相互に連携し、市民参加を促すとともに、人権教育、同和教育を充実させ、人権を尊重する教育を実施します。
- ウ 高齢者を含む、幅広い年代が参加できるような人権教育の内容の検討と提供を進めます。

●どの人権問題に関心がありますか。(回答は関心があるもの全て)



●人権や差別の問題に関心を持っていますか。(回答は一つ)



3 企業・団体等における人権教育・啓発の推進

現状と課題

近年、国際的な巨大企業の出現等に伴い、企業による活動そのものが社会や人権に与える影響について関心が高まり、企業活動に人権の尊重を求める声が高まる中、2011（平成23）年、国連人権理事会にて「ビジネスと人権に関する指導原則」が示されました。我が国においても「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定され、企業に^{※1}人権デューデリジェンスの導入などが期待されています。

また、^{※2}企業の社会的責任（CSR）として、「人権の尊重」が掲げられていますが、一方で、長時間労働や採用・配置転換・昇任・賃金における差別、様々なハラスメントなど、職場内の人権侵害が問題になっています。誰もが生き生きと働くことのできる職場づくりが求められています。

さらに、全ての市職員は、全体の奉仕者として、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行するため、継続的な職員研修の開催や関係機関・団体等が実施する講演会・研修会などへ参加し、人権問題の正しい理解に努め、正しい人権意識に基づいた適切な対応を実践していく必要があります。

施策の方向

- ア 雇用や就労におけるあらゆる人権問題の解消と人権が尊重された職場づくりの推進のため、関係機関・団体等と連携して企業に対する啓発を推進します。
- イ 常に人権尊重の視点で活動することができるように、企業のほか、NPO法人や福祉団体などに対する啓発を推進します。
- ウ 高い人権意識を身に付け、常に人権尊重の視点で職務を遂行する職員を育成するため、市職員の人権教育に計画的に取り組みます。

^{※1} 人権デューデリジェンス…企業が自社やサプライチェーンにおける人権への負の影響を特定、予防、軽減し、対処する一連の取組のこと。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、企業が人権を尊重する責任を果たすための、継続的なプロセスのこと。

^{※2} 企業の社会的責任（CSR）…(Corporate Social Responsibility)企業が利益追求だけでなく、事業活動が環境や社会に与える影響を考慮し、顧客や従業員、株主、地域社会等に対して責任ある行動をとるという考え方で、具体的には環境保全、法令順守、人権尊重、地域貢献、労働環境の改善などがある。

4 地域における人権啓発の推進

現状と課題

現在、本市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員 11 名が、人権なんでも相談等での相談業務や人権擁護活動のほか、学校・保育園等の訪問、中学生一日人権擁護委員の委嘱など、様々な人権意識の種をまく活動を行っています。

また、市内各地域では、高齢者や障がいのある人、子育てをしている人などに対して必要な支援や相談を行う民生委員・児童委員、罪を犯した人などの更生を地域で支える保護司、住民の自治組織である自治会・コミュニティ協議会、その他にも老人クラブ等の団体が活動しています。

今回の市民アンケート調査では「いじめや差別等のない明るく住みよい社会を実現するためには、どのような取組が必要だと思いますか」との問いに対して、「人権擁護に対する教育・啓発活動を推進し、人権の尊重についてもっとよく知ってもらおう」が 36.7%、「学校・職場、生涯学習の場などにおける人権、同和教育の充実」が 32.8%、「地域のコミュニケーションが取れるような地域づくりを図る」が 17.4%という結果になり、地域づくりの大切さについても一定の理解が得られています。

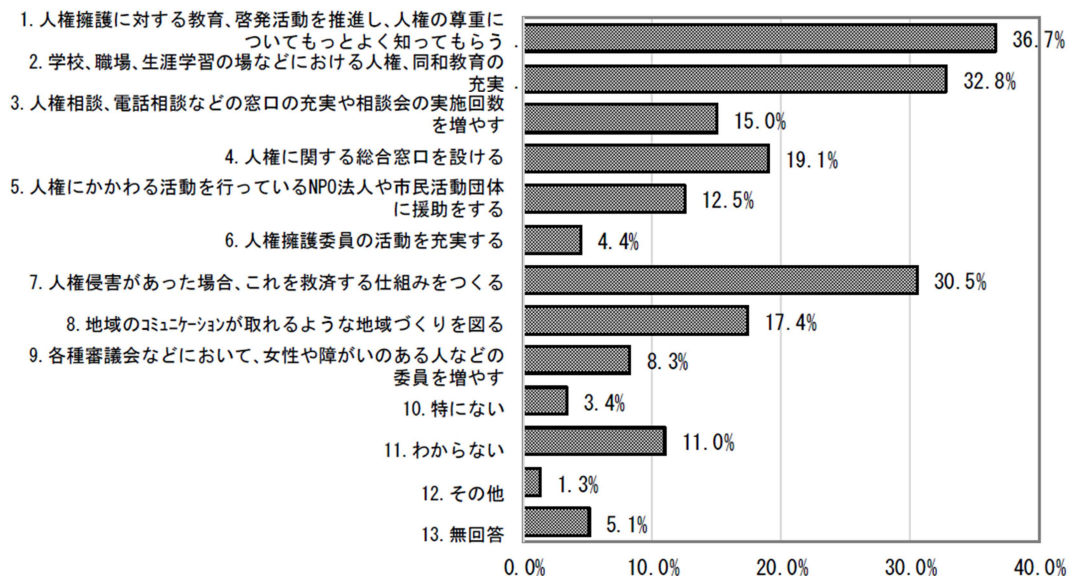
このほか「人権侵害等にあった場合の対応」として、職場や学校のほか様々な関係機関・団体等へ相談するという回答が合計すると 4 割を占め、様々な人権侵害に対する相談体制の充実が求められています。

全ての市民が暮らしの中にある身近な人権問題を始め、社会全体の様々な人権問題を正しく理解し、人権尊重の感性を養い、家庭や地域で差別や偏見のない日常行動ができるよう、啓発活動を一層進めていく必要があります。

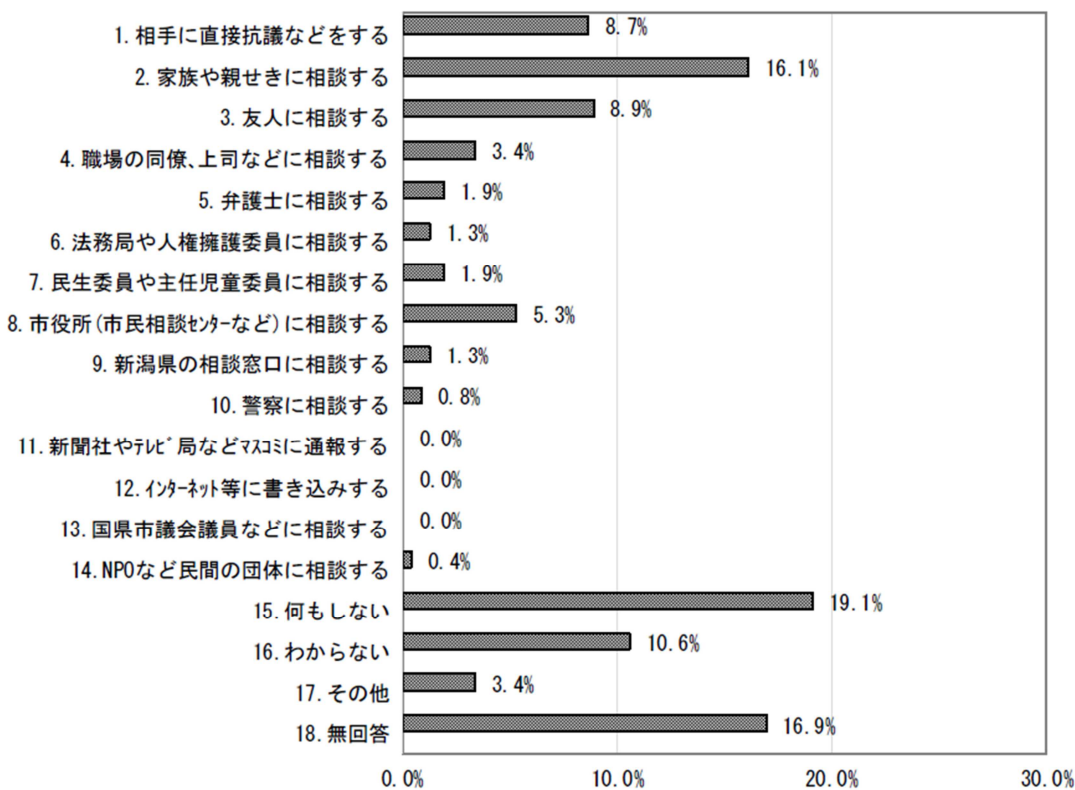
施策の方向

- ア 人権擁護委員等と連携し、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の気運を高める取組を進めます。
- イ 地域や学校を始め、コミュニティスクールなどと連携し、人権に関する情報の発信や学習機会の充実を図ります。
- ウ 人権問題に関する相談・支援体制の充実と、関係機関・団体等との連携を図ります。

●魚沼市が目指している「いじめや差別等のない明るく住みよい社会」を実現するためには、どのような取組が必要だと思いますか。(回答は三つ以内)



●あなたが人権を侵害されたと感じたとき、どう対応しましたか。また、もし自分の人権を侵害された場合、どのような対応をしますか。(回答は一つ)

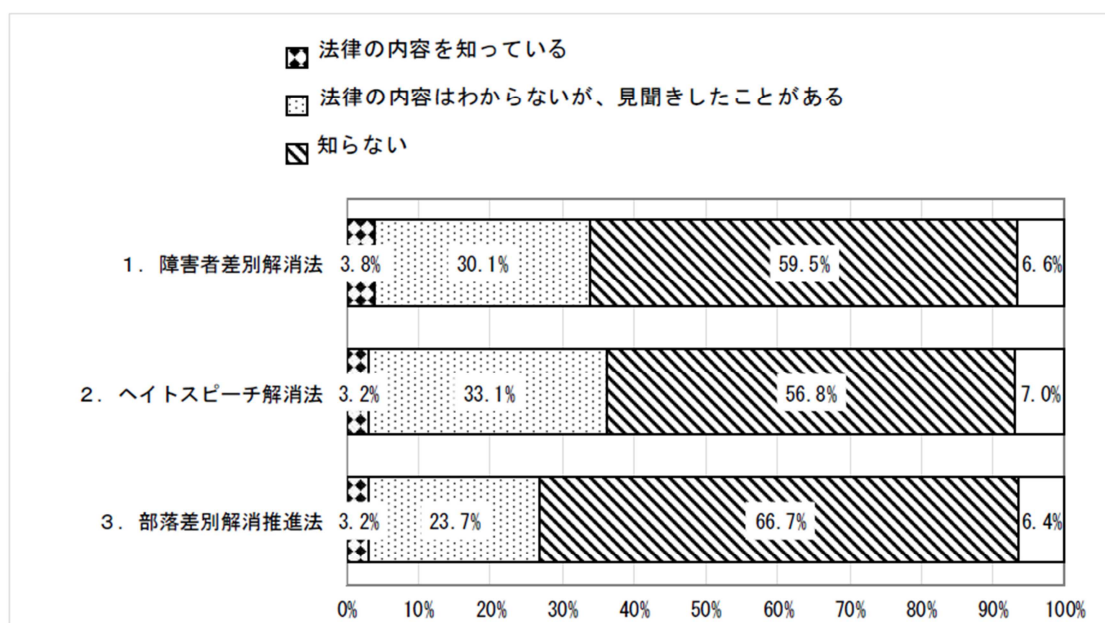


今回の市民アンケート調査では、「^{※1}人権三法」及び「^{※2}身元調査」について考え方や認知度について伺いました。

「人権三法」については、いずれの法律も「知らない」と回答した割合が5割を超え、「法律の内容を知っている」と回答した割合は1割未満でした。これらの法律が施行されてから10年が経過しましたが、認知度が低い状況であり、更に啓発活動が必要です。

「身元調査」については、「よくないことだと思うが、ある程度はしかたない」が39.8%で最も多く、次いで「わからない」24.2%、「人権侵害につながるおそれがあるので、すべきではない」22.2%の順に続きました。近年、差別や人権侵害につながる可能性が高いことから、結婚や就職を目的とした身元調査をなくそうという動きが広がっています。

●人権に関する3つの法律（人権三法）をご存じですか。（回答は一つ）



^{※1}人権三法…2016(平成28)年に差別の解消のため施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）。

^{※2}身元調査…就職、結婚などの際に、本人の意に反して行われる他人の身元（本籍、経歴、家庭環境、思想・信条、資産など）を調べること。

●身元調査についてどのように考えますか。(回答は一つ)

選択肢	人数	割合 (%)
1. 身元調査をすることは当然	34	7.2%
2. よくないことだと思うが、ある程度はしかたない	188	39.8%
3. 人権侵害につながるおそれがあるので、すべきではない	105	22.2%
4. わからない	114	24.2%
5. その他	9	1.9%
6. 無回答	22	4.7%

◆県が実施したアンケート調査との比較◆

新潟県が2024(令和6)年度に実施した「県民アンケート調査(人権に関する意識について)」の調査結果では、身元調査について、「身元調査をすることは当然のことだと思う(5.8%)」、「良くないこととは思うがある程度はしかたがないことだと思う(45.7%)」、「差別につながる恐れがあるのですべきではない(33.3%)」となりました。県全体では、身元調査に否定的な意見が1/3を占めています。

第3章 分野別人権施策の推進

1 インターネット上の人権侵害とネットリテラシー教育

現在、多くの人々が日常的にインターネットを利用し、その便利さを享受していますがSNSの普及などによって、インターネット上の人権侵害の問題が急速に深刻化しています。

現状と課題

インターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題化しています。これまでは、電子掲示板上の誹謗中傷が主なものでしたが、近年は、情報の拡散力が高い^{※1}SNS等による個人に対するプライバシーの侵害や名誉棄損、誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、子どもの性被害など人権に関わる問題が深刻化しています。インターネット上の誹謗中傷、差別投稿の拡散などによる人権侵害は、様々な人権問題・人権課題のいずれにも横断的に関連する問題です。

我が国では、2025（令和7）年4月に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（いわゆる「^{※2}情報流通プラットフォーム対処法」）が施行されました。大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けるなど、対策の強化や相談先の明確化を実施しています。

今回の市民アンケート調査では、「インターネット上で個人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して「他人を誹謗中傷する表現」など、人権を侵害する情報が掲載されること」と答えた人が50.2%（前回39.2%）で最も多く、次いで「個人情報流出」が28.4%（前回30.6%）でした。

「インターネット上で個人の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「小・中学校からの教育」が41.7%（前回40.6%）、「法律、規制、罰則の強化」が44.1%（前回39.7%）でした。詐欺や個人情報の漏えい、不適切な情報との接触など、インターネット上のトラブルから子ども自身を守るため、^{※3}ネットリテラシー教育が教育現場のみならず、家庭においても重要になっています。

また、スマートフォンの普及に伴い、全世代がSNSに触れる機会が増えています。子どもだけでなく、大人もネットリテラシーを身に付ける必要性が高まっています。

^{※1}SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略）…共通の趣味などを持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称で、インターネット上で日記やメッセージなどを通じてつながること。

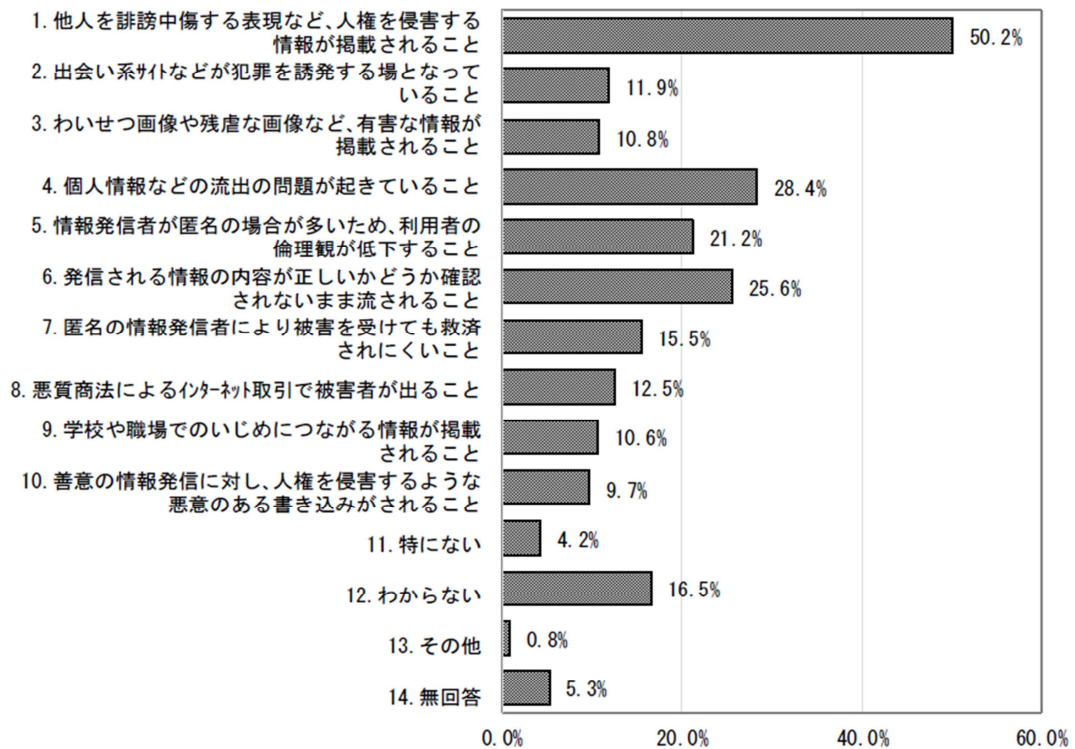
^{※2}情報流通プラットフォーム対処法…インターネット上の誹謗中傷などの違法・有害情報への対策を強化するため主に大規模なSNS事業者等に迅速な対応と運用状況の透明化を義務付ける法律で、2024（令和6）年5月17日に公布、2025（令和7）年4月1日に施行されました。

^{※3}ネットリテラシー…インターネットを適切に使いこなす能力のことで、ネット上の様々な情報を判断したり、適切な情報発信ができたりすること。

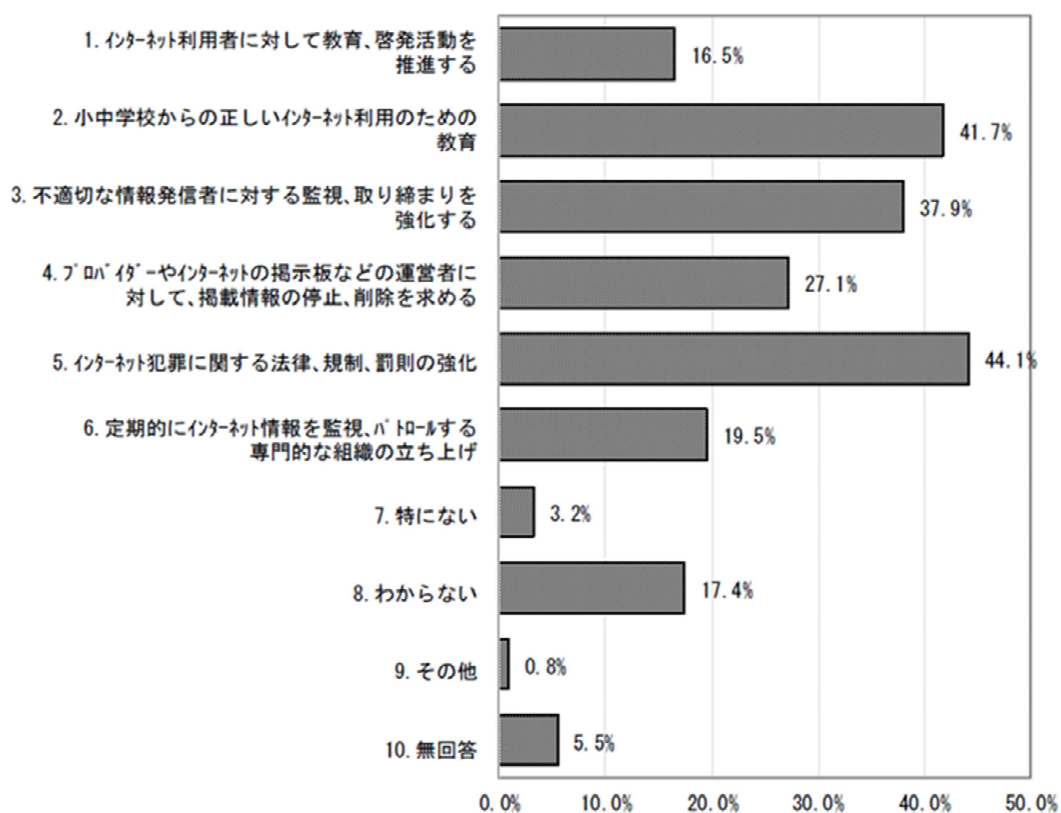
施策の方向

- ア プライバシー侵害や悪質な誹謗・中傷などインターネットに潜む様々な人権侵害の危険性を認識し、自らの行動に反映できるように啓発を推進します。
- イ 学校教育において、情報化社会の利点と問題点の両面を踏まえた情報モラル教育や*ネットリテラシー教育を積極的に推進します。
- ウ 法務局や警察等の関係機関・団体等と連携し、インターネットを介した人権侵害に関する相談・支援体制の充実を図ります。

●インターネット上で個人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●インターネット上で個人の人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



2 分野別人権施策の推進

(1) 女性

現状と課題

我が国では、社会のあらゆる分野で女性の参画が着実に進んでいる一方で、ジェンダー格差は激しく、*ジェンダーギャップ指数は、G7の中でも最下位であり、指数の基準となる指標の中でも、政治・経済における指標が圧倒的に低い状況にあります。

男女平等を目指す世界的な流れの中で、我が国では女性の地位の向上と男女共同参画社会の実現に向けた法整備が進められてきました。本市でも、魚沼市男女共同参画推進計画を策定し、男女がともに支え合うまちづくりを進めています。

女性が直面する困難な問題として、性暴力、性的虐待、性的搾取、生活困窮、家庭関係の破綻などがあります。これらは多様化するとともに複合化、複雑化し、一人では解決することが難しい問題でもあります。このことから支援を必要とする女性の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護などを理念とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2024（令和6）年4月に施行されました。性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、職場におけるセクシャルハラスメント等は性別にかかわらず、重大な人権侵害に当たります。

今回の市民アンケート調査では、「女性の人権が守られていないと感じること」の問いに対して「男女の固定的な役割分担（男は仕事、女は家庭など）の意識」が36.9%で最も多く、次いで「就職時の採用条件、仕事の内容、給料の格差など職場における待遇の違い」29.0%、「妊娠、出産による就業の不利益、継続的な雇用への理解不足」28.0%の順に続きます。

「女性の人権を守るためにはどのようなことが必要か」との問いに対しては、「男女ともに、働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境を充実する」が54.4%で最も多く、次いで「女性のための相談・支援体制を充実する」24.6%、「働く場で、男女を平等に扱うよう働きかける」21.6%の順に続いています。

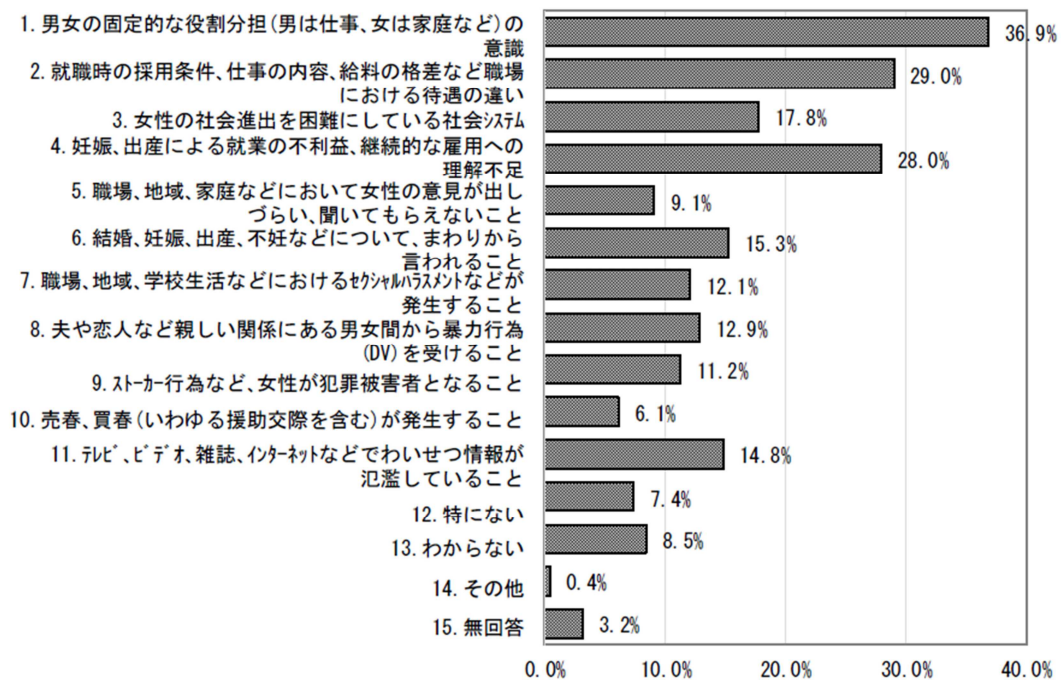
女性が抱える困難な問題は多岐にわたっているため、本市では、相談者の相談内容に応じて関係各課が連携し対応しています。今後も新潟県女性相談支援センターやNPO法人、警察等と連携し、一層の支援の充実を図ります。

*ジェンダーギャップ指数…世界経済フォーラム（WEF）が毎年発表している、男女間の格差を数値化した国際的な指標のこと。経済、教育、健康、政治の4つの分野の男女格差を測ります。

施策の方向

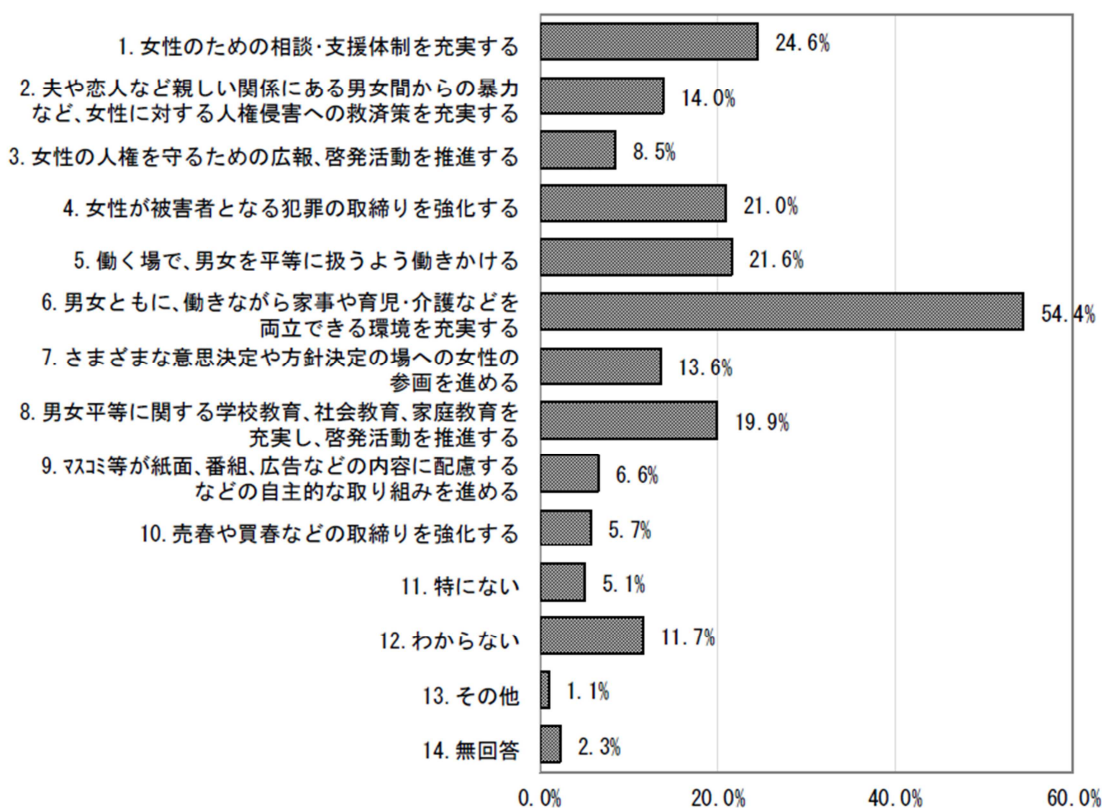
- ア 男女共同参画社会の実現を目指して、魚沼市男女共同参画推進計画に基づいた取組を進めます。
- イ *アンコンシャスバイアスを解消するため、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場における男女平等の意識啓発に取り組みます。
- ウ 困難な問題を抱えた女性について、状況を解決するための相談支援体制の充実を図ります。

●女性の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



*アンコンシャスバイアス…無意識の思い込みや偏見のこと。日常生活の経験や見聞きしたことなどから無意識のうちに形成される、物事の見方や判断のこと。

●女性の人権を守るためにはどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



(2) 子ども

現状と課題

今回の市民アンケート調査において、人権に関わる様々な問題の中で群を抜いて関心が高かったのが「子どもに関わる人権問題（いじめ・虐待など）」でした（今回73.5%、前回80.0%）。また、「子どもの人権を守るためにはどのようなことが必要か」との問いに対しては「親・家族・子どものための相談支援体制の充実」41.9%（前回37.5%）、「他人への思いやりの心をはぐくむ」41.3%（前回36.4%）、「児童虐待やいじめの予防・早期発見・解決・救済策の充実」37.9%（前回34.8%）と、いずれの回答も前回の調査よりも3ポイント以

上増加しました。

子どもの人権問題として、全国的には学校におけるいじめや暴力行為のほか、教員からの不適切指導などの問題も依然として存在しています。このほか、SNSやインターネット上でのいじめや誹謗中傷を受ける事案も発生しています。

子どもの権利の擁護などを担う、こども家庭庁が2023（令和5）年4月に設置され、併せて社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として、^{*1}「こども基本法」が施行されました。このほか、同年12月には、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる、「こどもまんなか社会」を目指す^{*2}「こども大綱」が閣議決定されました。

児童虐待に関しては、行政、関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会を中心として、虐待相談や家庭への支援を行うなど、問題解決に向けて取り組んでいます。

子どもの人権を守り、権利の主体者として尊重するには、子ども自身と大人が子どもの人権について深く学ぶことが必要です。同時に、急激な少子化など子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、地域全体で子どもと子育て家庭を支えることが求められています。

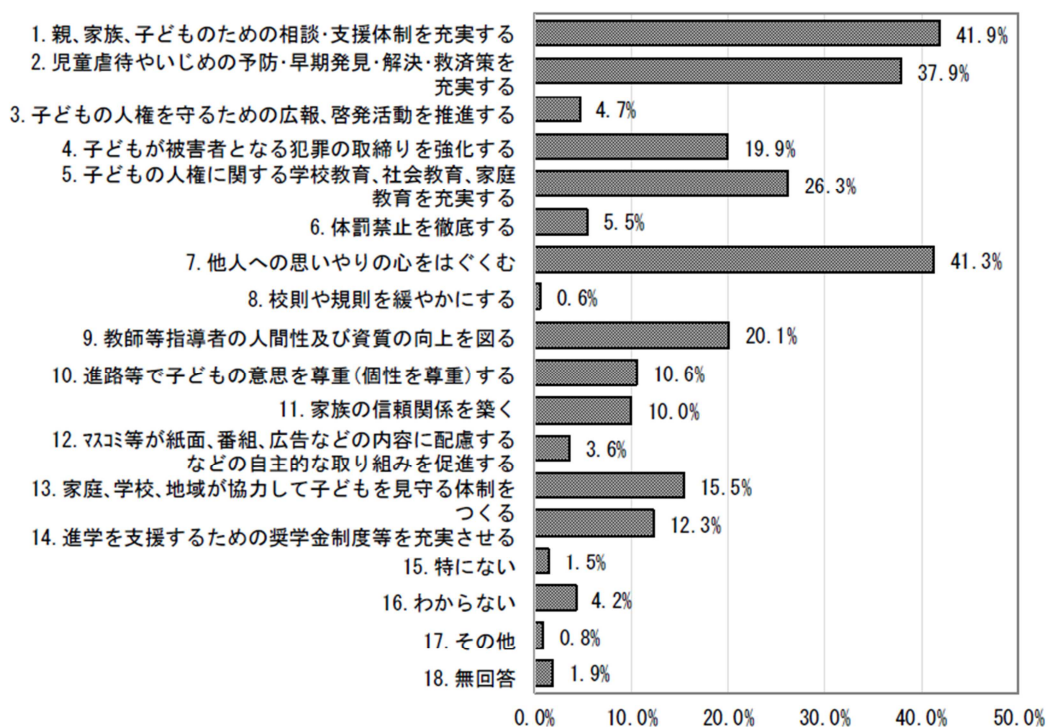
施策の方向

- ア 魚沼市こども計画に基づき、地域全体で子育て家庭を支え合うまちを目指します。
- イ 子どもが権利の主体者として最大限に尊重される社会の実現を目指して、全ての市民を対象とした子どもの人権に関する啓発活動を進めます。
- ウ いじめ根絶に向けて、学校での取組を更に推進するとともに、学校、家庭、地域、人権擁護委員等が連携し、子どもの発達段階に応じた継続的な取組を進めます。
- エ いじめ、虐待、インターネット上のトラブルなど、子どもをめぐる多種多様な人権侵害に対応するために、関係機関・団体等との連携を強化し、広域的な相談・支援体制の充実を図ります。

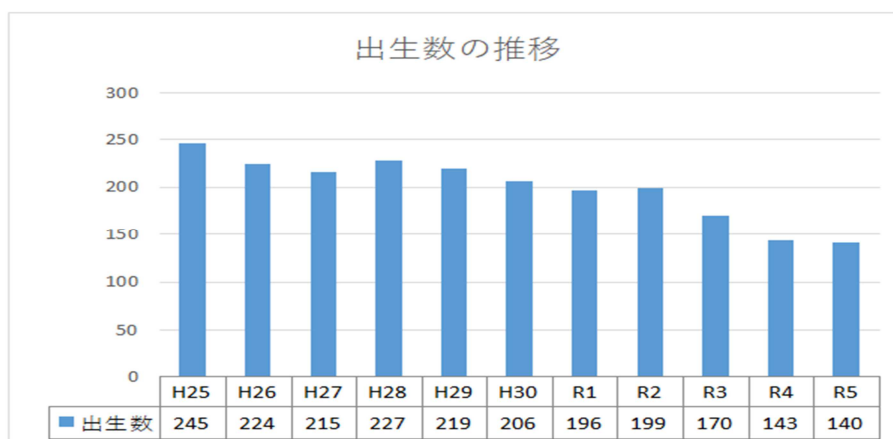
^{*1} 「こども基本法」…日本国憲法と児童の権利に関する条約の考えに基づき、全ての子どもが将来にわたり幸福に暮らせる社会の実現を目指す、子どもの権利を包括的に定めた法律。令和5年4月施行、子どもの意見を反映し、社会全体で子どものための政策を総合的に推進することを目的としています。

^{*2} 「こども大綱」…「こども基本法」に基づき、子どもの健やかな成長と幸福を実現するための施策の基本的な方針を定めたものです。

●子どもの人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



参考：魚沼市の出生数



資料出典：母子保健の現況（新潟県）

(3) 高齢者

現状と課題

総務省の発表によると、2025（令和7）年9月15日現在の日本の総人口に65歳以上の人口が占める割合（高齢化率）は29.4%で、過去最高であり、2037（令和19）年には国民の3人に1人が65歳以上になると見込まれています。

本市の2020（令和2）年3月末現在の65歳以上の人口と、2025（令和7）年3月末の65歳以上の人口を比較すると、12,969人から12,891人へと78人減少しましたが、総人口も減少していることから、高齢化率は36.6%から40.0%となり、5年で3.4ポイント増加しました。

こうした高齢化社会を背景に、高齢者を対象とした特殊詐欺や悪質商法の横行、高齢者虐待などの人権侵害が大きな社会問題となっています。

このような中、本市では、高齢者等が安心して生き生きと暮らせるまちづくりを基本理念として、魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護予防、高齢者福祉サービス、高齢者の社会参加などの施策を展開しています。

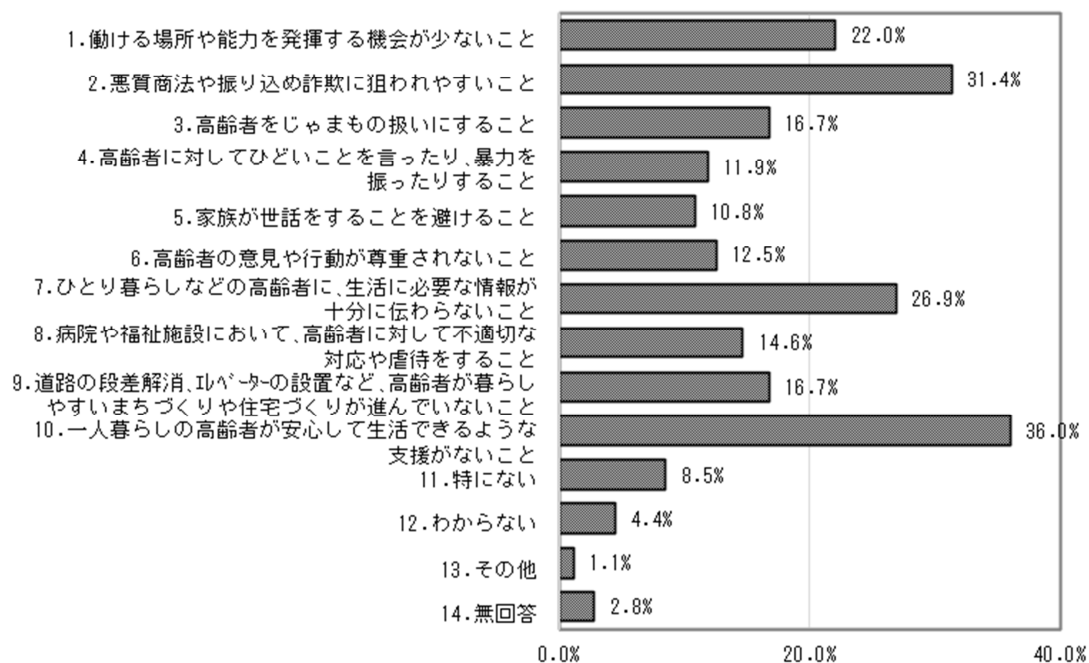
今回の市民アンケート調査では、「高齢者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して、「一人暮らしの高齢者が安心して生活できる支援がないこと」と答えた人が36.0%（前回30.8%）と最も多く、次いで「悪質商法や振り込め詐欺に狙われること」31.4%（前回30.2%）となっています。「高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては「自立して生活しやすい環境整備、生活支援策の充実」と答えた人が46.2%（前回44.6%）と最も多く、次いで「相談・支援体制の充実」30.5%（前回28.4%）となっています。高齢者が一人暮らしでも安心して生活できる支援策や相談体制の充実が求められています。また、同居世帯においても高齢者を疎外したり財産を奪取したりするなどの高齢者の人権侵害に対して懸念が抱かれています。

加齢に伴う様々な衰えを周囲が正しく理解し、高齢者が社会の一員として対等に尊重される高齢社会の実現が求められています。

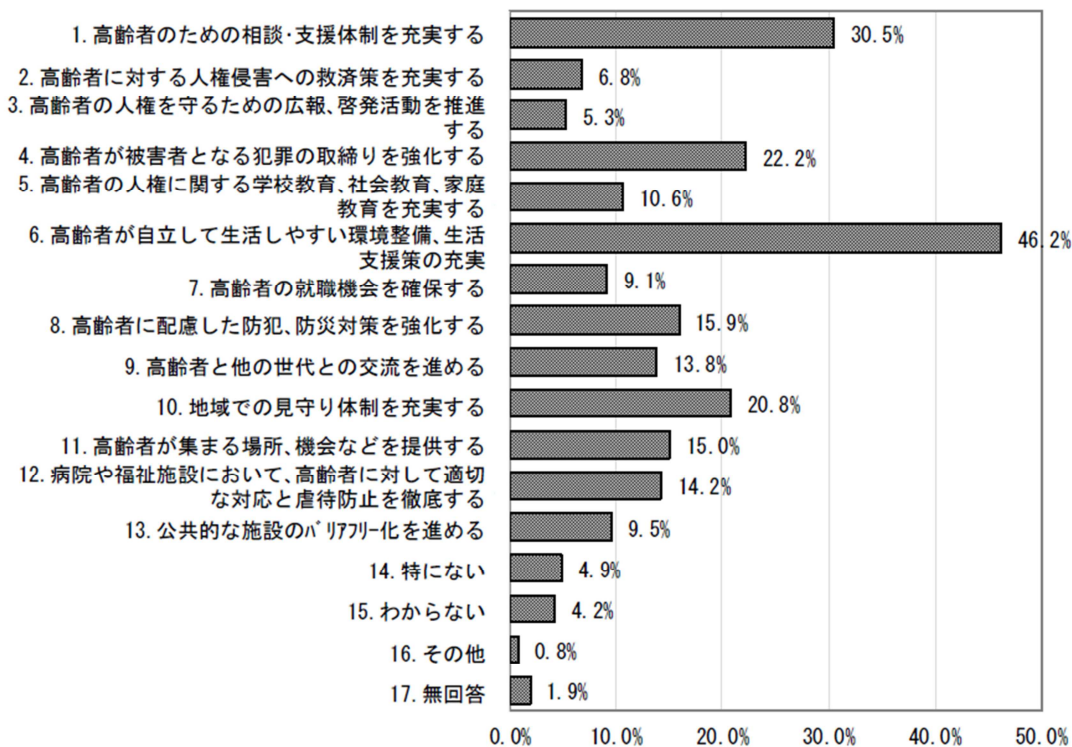
施策の方向

- ア 魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域社会で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加や高齢者向けの各種サービスなどの施策を推進します。
- イ 高齢者の人権に対する市民の関心と理解を深める啓発を進めるとともに、関係機関・団体等と連携し、虐待や悪質商法などの防止対策と相談・支援体制の充実を図ります。
- ウ 高齢者が安心して暮らせるように、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりと、権利擁護や成年後見制度の周知と充実を図ります。

●高齢者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



(4) 障がいのある人

現状と課題

「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。」障害者基本法ではこの理念にのっとり、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の推進を図るため、市町村障害者計画を策定することとされています。本市では、3年ごとに障害福祉計画、障害児福祉計画と一体的に策定し、具体的な取組を推進しています。

国際的な動向としては、2006（平成18）年に国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国においても、同条約の批准に当たり、障害者基本法を改正し、障

がいの定義を見直し、「※¹ 障害の社会モデル」を取り入れるとともに、障がい者に対する差別の禁止が基本原則として明記されました。この基本原則を具現化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）が2016（平成28）年に施行されました。2024（令和6）年4月には、障害者差別解消法が改正され、地方公共団体等に加え、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

本市の※² 障害者手帳所持者数は、2025（令和7）年3月末現在2,362人で、総人口の7.3%を占め、年々増加傾向にあります。

今回の市民アンケート調査では、「障がい者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して、「理解が不十分」と答えた人が48.9%（前回53.4%）と最も多く、次いで「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」が35.0%（前回41.5%）でした。障がい者に対する正しい理解と、就労の機会が求められている結果となりました。「障がい者の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「環境整備・福祉施設の充実」が42.4%（前回42.1%）で最も多く、次いで「相談・支援体制の充実」34.5%（前回33.3%）でした。

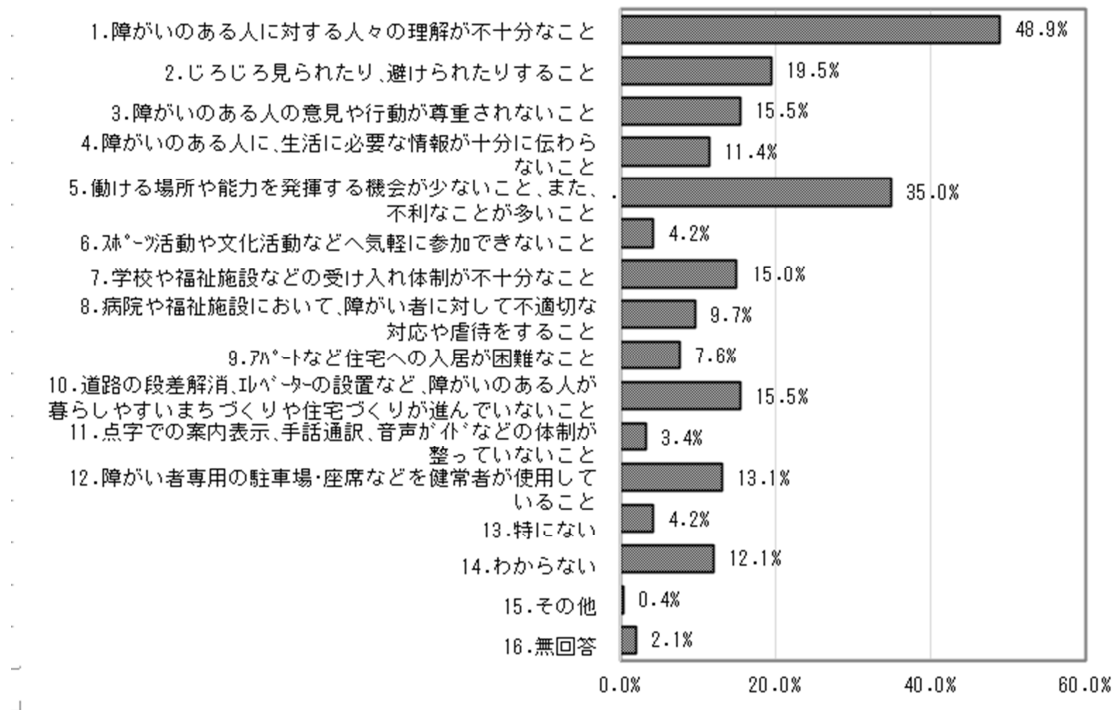
※¹「障害の社会モデル」…障がいは個人の身体機能や精神的な問題だけでなく、社会の環境や仕組み（社会的障壁）により生じるという考え方。

※² 内訳…身体障がい者（身体障害者手帳所持者）1,528人、知的障がい者（療育手帳所持者）392人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）442人（重複所持者あり）。

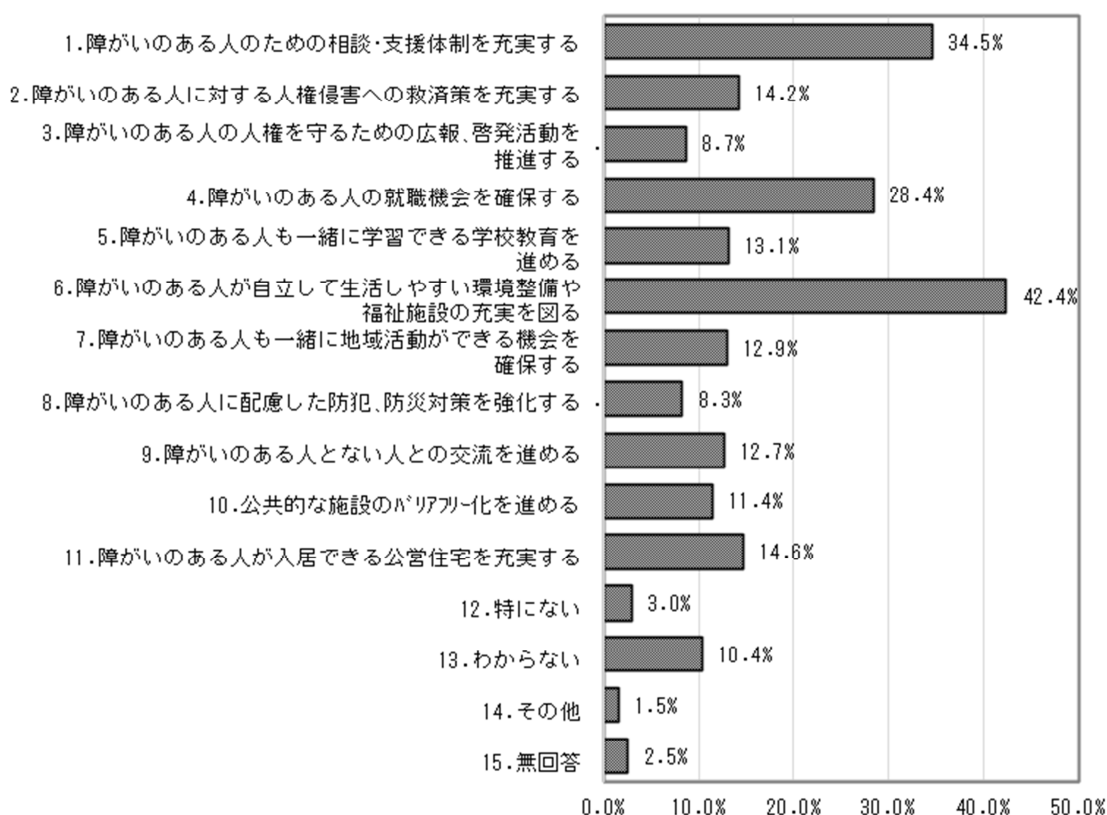
施策の方向

- ア 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障がいのある人たちが住み慣れた地域社会で安心して暮らし続けることができるよう、就労支援、障害福祉サービス等の充実などの施策を推進します。
- イ 関係機関・団体等と連携し、権利擁護や成年後見制度の周知を図り、人権侵害の防止対策と相談・支援体制の充実を図ります。
- ウ 障がいを理由とする差別の解消を図るため、家庭、学校、職場、地域などで、障がいや障がい者に対する正しい認識と理解を深める啓発を進めます。

●障がい者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●障がい者の人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



(5) 部落差別問題 (同和問題)

現状と課題

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に差別された状態に置かれることを強いられた、我が国固有の重大な人権問題のことであります。

この問題を解決するため、国は様々な対策事業や啓発活動を実施してきましたが、今もなお、偏見や差別意識は根強く残り、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職等で差別を受けるなど理不尽な人権侵害が生じています。

このような背景から、2016(平成28)年に「部落差別の解消の推進に関する法律(以下部落差別解消法)」が施行されました。この法律は、現在も部落差別が存在することを認め、国や自治体はその解消のために努力することを定めたものです。

今回の市民アンケート調査では、「同和地区の存在や同和問題を知っている」と答えた人が46.0%(前回51.2%)、「知らない」と答えた人が51.7%(前回45.7%)でした。一方で、

関心がある人権問題の問いでは、「同和地区に関わる人権問題」と答えた人が17.2%（前回15.7%）と関心度が上昇しました。

また、「同和地区の存在や同和問題を知ったきっかけは何か」の問いに対して、「学校の授業」と答えた人が18.9%（前回21.2%）で、年代別では10歳代は85.7%、20歳代は50%、30歳代は87.5%が学校の授業で教わったと答え、学校での同和教育の浸透を示す結果となりましたが、人口構成そのものが高齢化しているため、全体では回答割合が低く、「家族から聞いた」など正しくない内容の可能性のある回答や「覚えていない」という曖昧な回答の割合が高くなっています。

部落差別問題（同和問題）は、そっとしておけば自然に解決するのだから知らない人にわざわざ知らせる必要はないという、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方があります。今回の市民アンケート調査では、この考え方について、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」と答えた人は40.9%（前回37.5%）でした。問題解決のためには、まず何が問題なのかを知らなければなりません。依然として、部落差別問題（同和問題）を解決するという意識が低い状況にあります。

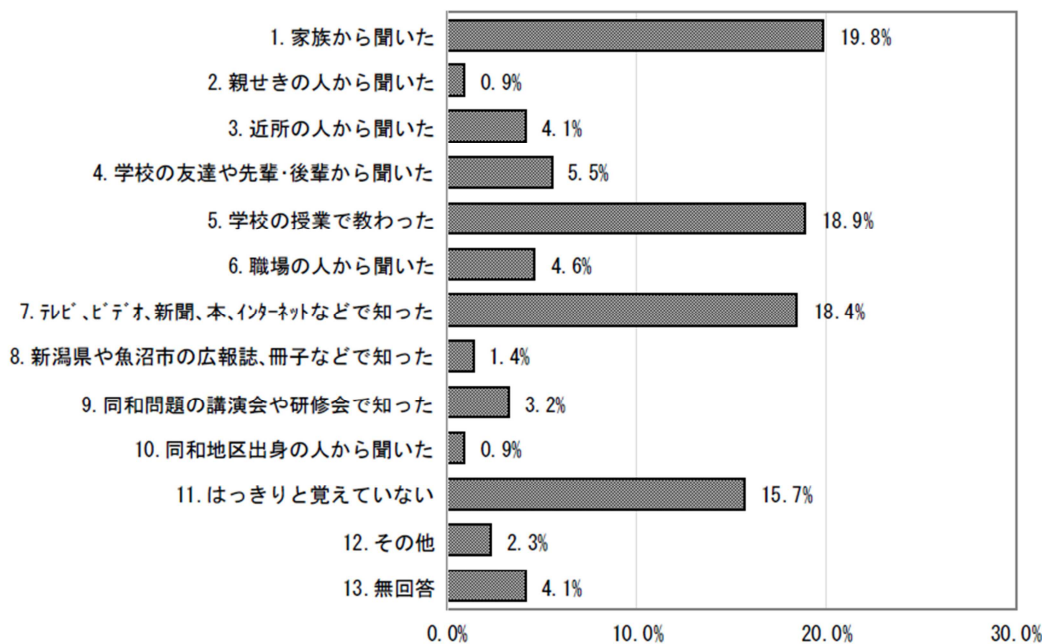
「同和問題を解決するためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「同和問題について正しい理解を深めるように努力する」と答えた人が32.2%（前回35.0%）と最も多く、「学校や地域における人権・同和教育を推進する」が17.6%（前回29.5%）となっています。あらゆる場面で部落差別問題（同和問題）への関心を高め、正しい学習の機会を作り、市民の理解を深める必要があります。

部落差別問題（同和問題）は決して過去の問題ではありません。部落差別問題（同和問題）に対する無関心や誤った知識・偏見は、差別意識を助長する原因にもなります。2016（平成28）年12月16日に施行された「部落差別解消法」を踏まえ、差別のない社会の実現に向けて、全ての市民が部落差別問題（同和問題）に対する正しい認識と理解を深めることが何よりも重要です。

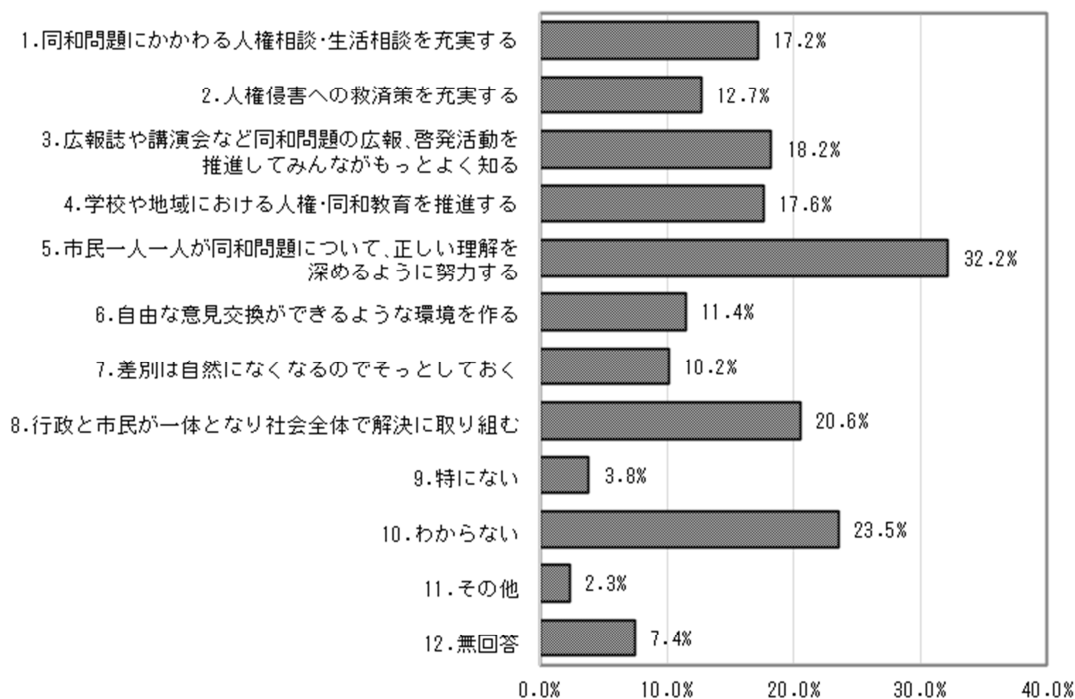
施策の方向

- ア 関係機関・団体等と連携・協力して、全ての市民が部落差別問題（同和問題）を正しく理解するための取組を推進します。
- イ 子どもたちが部落差別問題（同和問題）を正しく理解し、人権感覚を十分に身に付けられるように、学校教育における人権教育、同和教育の取組を更に進めます。
- ウ 教職員や市職員を対象とした研修に継続して取り組み、教職員の指導力の向上と、あらゆる差別から市民を守ることができる市職員の資質の向上を図ります。
- エ 人権侵害を受けた人が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。

●同和地区の存在や同和問題を知ったきっかけ。(回答は一つ)



●同和問題を解決するためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



(6) 外国籍の人

現状と課題

我が国に在留する外国籍の住民数は年々増加傾向にあり、社会における一層の国際化の進展や外国籍の労働者の増加などにより、より身近な存在となっています。

本市における外国籍の住民数は、2025（令和7）年3月末現在で346人となっており、国籍は、中国、ベトナム、インドネシア、フィリピンなど17か国にわたります。人口に占める割合は1.07%で、全国平均の3.0%と比較すると少ないものの、2020（令和2）年3月末の229人、0.65%に比べると、人数、割合共に増加しました。近年は、外国人人材を受け入れる事業所なども増加し、今後もこの傾向が続くと思われます。

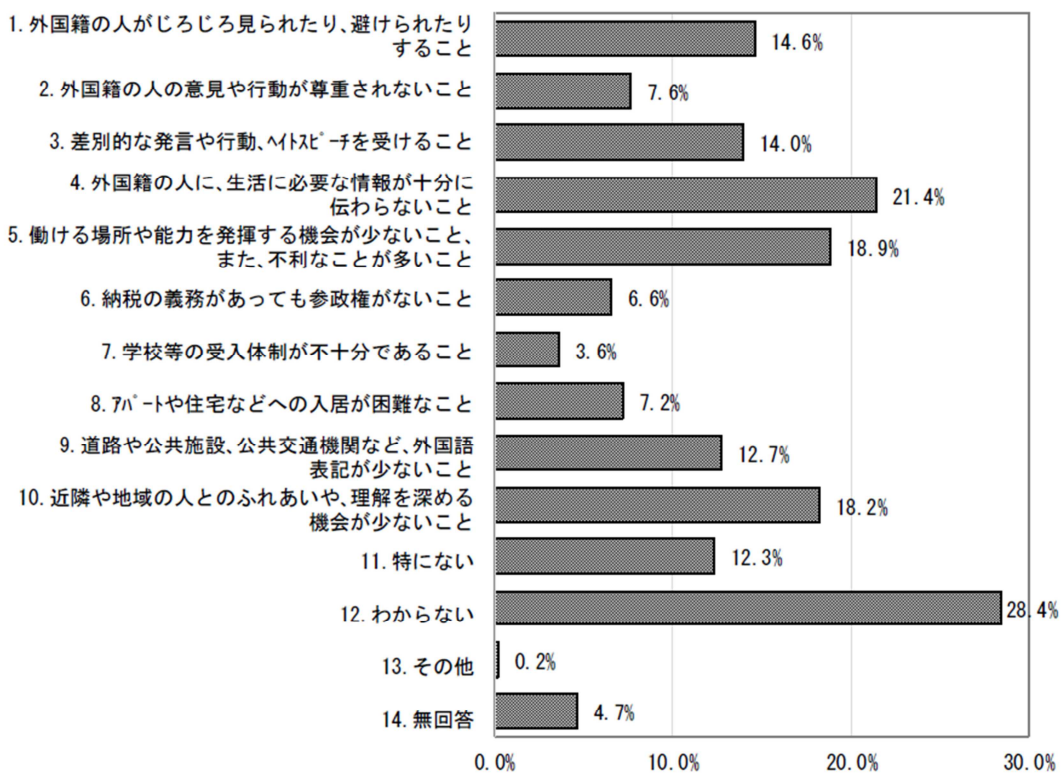
今回の市民アンケート調査では、「外国籍の人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して、「わからない」と答えた人が28.4%（前回28.6%）と最も多い結果でした。また、「外国籍の人の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「相談・支援体制を充実する」が35.8%（前回27.3%）、「外国籍の人のための日本語学習ができる場を拡充する」が28.8%（前回22.6%）、「外国籍の人も一緒に地域活動ができる機会を確保する」が25.6%（前回18.6%）でした。相談や支援、日本語の学習の場、地域で一緒に活動する機会が求められています。

日本国憲法においては、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、外国籍の人に対して、等しく基本的人権の享有が保障されています。言葉の壁や習慣の違いなどにより様々な困難を抱える外国籍の人に対する支援と交流の場が求められているとともに、関心を高め、理解を深めるための方策を講じることが重要となっています。

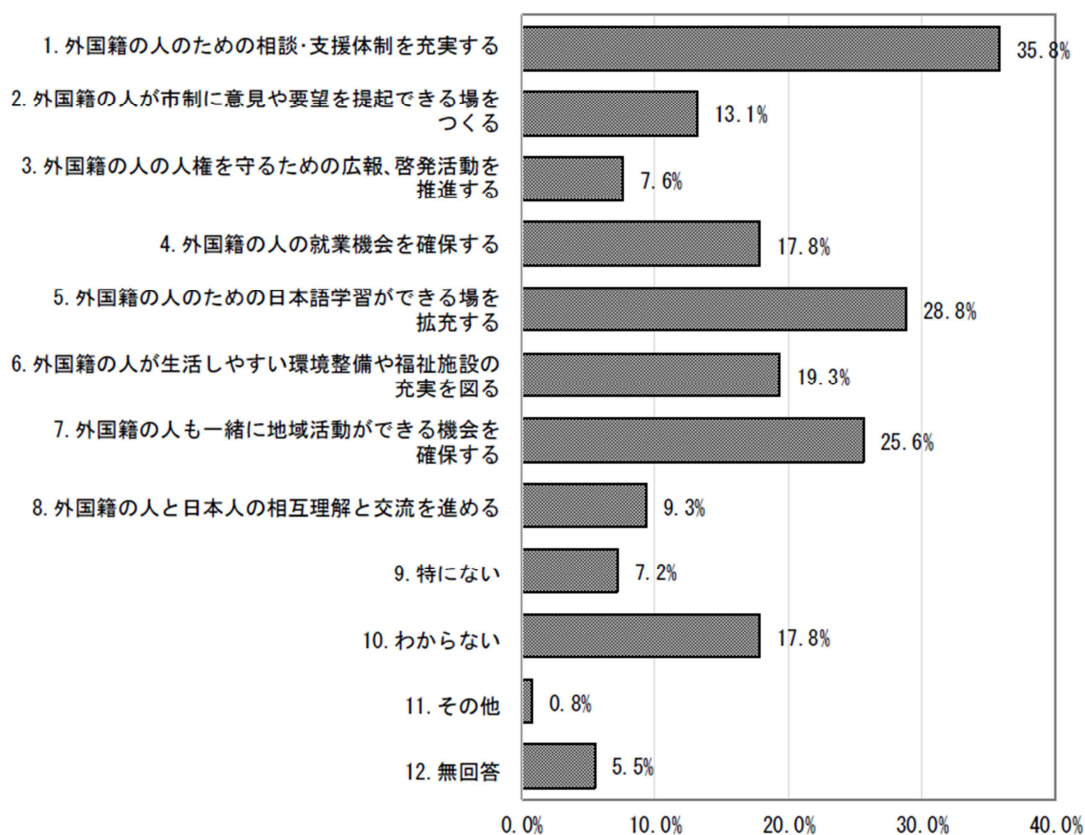
施策の方向

- ア 外国の文化、宗教、生活習慣、歴史等正しい認識と理解を深める啓発を推進し、理解不足から生じる差別や偏見の解消に努めます。
- イ 互いに尊重し合う関係を築くために、学校や地域での国際交流を推進します。
- ウ 日本語でのコミュニケーションの補助として、翻訳ソフトや外部の相談機関等を活用し、外国籍住民に対する相談・支援体制の充実と周知を図ります。

●あなたが外国籍の人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●外国籍の人の人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



(7) 感染症の患者等

現状と課題

2020（令和2）年、新たに発生した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方や家族のみならず、治療に当たった医療従事者等に対して、不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷がなされ、社会問題となりました。近年は、SNS等の普及もあり、感染症に関する不正確な情報が発信された場合は瞬間に拡散され、感染症の患者等に対する偏見や差別等を助長する可能性があります。不確かな情報に惑わされることのないよう、正しい情報や知識を広めていくことが必要です。

【H I V感染者等】

H I Vとは、「ヒト免疫不全ウイルス」のことで、このウイルスに感染すると身体の免疫力が徐々に低下し、いろいろな病気や症状が出るようになります。この状態がエイズ（A I D S：後天性免疫不全症候群）です。H I Vは日常生活では感染せず、感染しても早期治療でエイズの発症を未然に防ぐことができます。また、発症した場合でも、適切な治療で回復するケースが多くなっています。H I Vについての理解は社会に浸透しつつありますが、正しい知識や理解不足などに起因する偏見や差別は依然として存在しています。

【ハンセン病患者・元患者、その家族】

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌の病原性は弱く、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障がいを残すことなく、治る病気です。

このような中で、2001（平成13）年、熊本地方裁判所は、らい予防法下のハンセン病政策について、国の責任を認める判決を下しました。これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や名誉回復、健康増進等の措置が図られつつあります。また、2019（令和元）年には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、患者及び元患者の家族に対しても国の責任を認め、補償金が支給されることとなりました。

今回の市民アンケート調査では、関心がある人権問題の中で、「感染症患者とその家族に関わる人権問題」と答えた人は13.6%（前回18.0%）、「ハンセン病患者や元患者とその家族に関わる人権問題」と答えた人は10.4%（前回12.4%）でした。2014（平成26）年に、県内各地のハンセン病患者が隔離された事実を示す県の資料が発見されたことを受けて、更にこの問題への市民の関心を高めていく必要があります。

様々な感染症の感染者・患者、元患者、医療従事者ほか関係者が、病気を理由に不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、共に生きる社会が求められています。

施策の方向

- ア H I V感染症、ハンセン病、新たな感染症等に対する関心と正しい知識を深めるための啓発を推進します。
- イ 感染症患者や医療従事者等、また、その家族が安心して地域で暮らすことができるよう関係機関・団体等と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

(8) その他の人権問題

■新潟水俣病被害者

新潟水俣病は、メチル水銀に汚染された阿賀野川の魚などを長期間にわたり、大量に食べることによって発症する中毒性の神経の病気（メチル水銀により脳神経が傷つけられることで多くの神経障害が発生）で、熊本水俣病などとともに四大公害病の一つで、1965（昭和40）年に公式確認され、60年が経過しました。この新潟水俣病は、上流から下流にいたるまでの広範囲な流域住民に与えた健康被害だけでなく、被害者やその家族に対する病気を理由とした差別や偏見を生み、深刻な人権問題をもたらしました。

今回の市民アンケート調査では、関心がある人権問題の中で、「新潟水俣病被害者などの人権」と答えた人は7.4%（前回10.6%）と関心が低い状況です。新潟県固有の環境問題であると同時に人権問題でもあるという認識に立ち、市民の関心と理解を深める啓発が必要です。

■北朝鮮による拉致被害者

北朝鮮による拉致問題は、深刻な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。2002（平成14）年、北朝鮮は初めて拉致を認め謝罪し、同年に5名の拉致被害者の帰国が実現し、20年余りの月日が経過しましたが、北朝鮮による拉致問題をめぐる北朝鮮との協議は進展がない状況です。

今回の市民アンケート調査では、関心がある人権問題の中で、「拉致被害者やその家族に関わる人権問題」と答えた人は21.0%（前回20.8%）でした。

多くの市民が拉致問題への認識を深め、関心を持ち続けることが、問題解決の大きな後押しになります。市民に対する啓発として、拉致問題啓発月間である毎年12月には拉致問題のパネル展や拉致問題に関する講演会などを開催しています。

■犯罪被害者及びその家族

1974（昭和49）年の三菱重工ビル爆破事件、1995（平成7）年3月の地下鉄サリン事件などが発生し、これらの被害に遭われた方々の状況や必要とする支援は様々であり、国に対して総合的な支援の取組が求められました。このような要望をうけ、2005（平成17）年4月に犯罪被害者等基本法が成立し、翌年には「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。その後、2021（令和3）年3月には「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、都道府県や市町村などの地方公共団体における見舞金制度等の導入や、犯罪被害者等への支援に特化した条例制定の促進が盛り込まれました。

新潟県においては、2020（令和2）年12月に犯罪被害者等支援条例が制定され、具体的な支援のためのハンドブック等を作成しました。本市においても2023（令和5）年10月に「犯罪被害者等支援条例」を制定しました。犯罪被害者及びその家族が事件そのものによる

精神的・経済的負担のほか、SNS等によるいわれのないうわさや中傷などにより傷付けられたり、プライバシーの侵害を受けたりすること（二次的被害）があります。このようなことがないように、犯罪被害者等への支援の必要性を理解することが必要です。

■刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて罪を償った人に対して、いまだに周囲の根強い偏見や差別意識があります。就職差別、地域社会の悪意あるうわさなど、社会復帰を目指す当事者は、極めて厳しい状況に置かれています。また、当事者だけでなく、その家族や親族が差別的な扱いを受ける場合があります。これらは重大な人権侵害です。

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識を解消し、速やかな社会復帰を後押しするため「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」などを中心とした啓発活動に関係機関・団体等と連携して推進する必要があります。

■性的マイノリティの人々

性の在り方は多様です。自分の身体の性と心の性が一致しないため持続的な違和感を持つ状態（性同一性障がい）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性又は両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭（性分化疾患）である人もいます。

2004（平成16）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合は、家庭裁判所の審判に基づき、戸籍や住民票上の性別の変更が可能になりました。

性的指向及び*ジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、2023（令和5）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立し、施行されました。

性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別発言を解消し、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、市民の人権意識を高め、性的マイノリティの人への理解を深める必要があります。

*「ジェンダーアイデンティティ」…性自認。自分がどの性別であるかという、内面的な自己認識のことで生まれ持った身体の性別と一致する場合もあれば、一致しない場合もあり、男性、女性あるいはどちらにも当てはまらない、多様な認識が存在します。

■アイヌの人々

明治維新後、政府はアイヌの人々に対して、アイヌの生活習慣や様式を無視して日本語の使用や日本式の姓名を名のることを強制するなどの「同化政策」を行いました。

その後、アイヌの人々を中心に民族の誇りや尊厳を取り戻す動きが起こり、1997（平成9）年に、アイヌ民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るために、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。

さらに、2007（平成19）年、国連総会での「先住民族の権利に関する国連宣言」を受けて、翌2008（平成20）年、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、初めて公的にアイヌの人々が先住民族であると認められました。

2020（令和7）年7月にはアイヌの歴史、文化等に関する展示、調査研究など、アイヌ文化の復興に関する中核的な施設として、北海道白老町に「民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）」が開設され、アイヌの人々に対する関心と理解を深めるための啓発が進められています。

■災害時における人権侵害

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災と、それに伴う福島第一原子力発電所の事故により、多くの尊い人命が奪われ、暮らしや働く場が奪われました。

避難所では、被災者のプライバシーが保護されないという問題のほか、高齢者、障がいのある人などの要援護者や、外国籍の人や女性への配慮が問題となりました。また、根拠のない思い込みや偏見で原発事故の避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の学校でいじめられたりするなどの人権侵害が起こりました。さらに、観光業や農林漁業等も多大な風評被害を受けました。

また、2024（令和6）年1月の能登半島地震では、インターネット上に偽情報や誤った情報が拡散され問題となりました。震災や豪雨などの災害発生時には、正しい情報と冷静な判断に基づき、お互いに思いやりの心を持った言動を行うよう呼びかけることが必要です。

.....

このほかにも、ヤングケアラー、宗教二世、ホームレス（路上生活）、人身取引（性的サービスの労働強制等）など、様々な人権に関わる問題があります。従来の人権問題に加え、今後新たに発生する人権問題への対応に備え、常に人権意識を研ぎ澄ましていくことが必要です。

本市では、いろいろな悩みごとなどを抱えている人に対して相談窓口を設置し対応していますが、様々な人権問題に関する相談に迅速かつ適切に対応できるように、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、利用しやすい相談体制の充実と周知に努めます。

また、人権侵害が生じた場合の具体的な救済手段については、関係機関・団体等と連携し対応します。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画に基づき、人権教育・人権啓発を着実に推進するために、全庁的に人権課題や人権問題に関する情報を共有し、緊密な連携を図ります。男女共同参画、高齢者、障がい者等の個別計画を策定している部署については、本計画との整合を図り、人権尊重の視点からそれぞれの施策を推進します。

新たな人権課題、人権問題の発生や、それらが複数の部署に関係する場合については、迅速かつ適切に対応できるよう各部署の協力・連携を強化します。

また、市民全体の人権意識を高め、互いの人権が等しく尊重される地域づくりを進めるためには、権利の主体者である市民それぞれの理解と協力が必要です。本計画の趣旨が広く市民に浸透するように様々な機会をとらえ周知に努め、市民と手を携えて本計画を推進します。

2 人権侵害を防ぐための取組の推進と相談体制の充実

人権侵害を防ぐための人権教育・人権啓発を総合的・効果的に推進するためには、関係機関・団体等との連携が欠かせません。

国、県はもとより、人権全般の教育・啓発活動を行っている南魚沼人権擁護委員協議会、本市として構成員になっている中越地域人権啓発活動ネットワーク協議会、人権問題の解決を目指す関係団体、警察、消防、医療機関等との連携を強め、地域の実態に即した取組を推進します。

市民相談センターが総合的な窓口として、人権侵害に関する相談を受け付け、関係各課、法務局等の関係機関と連携し、問題解決に向けた支援を行うとともに連携体制の強化を図ります。

3 計画の評価と見直し

本市における人権に関する施策の連絡調整及び総合的な推進を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、関係各課の部長及び課長級職員をメンバーとする「人権施策推進会議」を設置しました。毎年人権教育・啓発推進計画実施計画を策定し、人権にかかわる事業について、実績の報告及び評価、人権課題についての意見交換を実施し、各種人権課題についての認識の共有化を図っています。

2021（令和3）年度から有識者等による「人権施策懇話会」を設置し、本市の人権施策や人権にかかわる各種事業について評価検討を行っています。

資料編

1. 世界人権宣言
2. 日本国憲法（抄）
3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
4. 新潟県人権教育・啓発推進基本指針（第2次改定版）（抄）
5. 魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言
6. 魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例
7. 計画策定の経緯
8. 魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会委員名簿
9. 魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱
10. パブリックコメントの結果とその反映状況
11. 相談窓口一覧

1. 世界人権宣言

1948（昭和23）年12月10日 第3回国際連合総会で採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で議ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であ

ると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名譽及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、こ

のような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活

動を促進するものでなければならない。

- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して

義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2. 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布
昭和22年 5月3日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信

条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第15条

1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第18条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第29条

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条

- 1 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条

- 1 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条

- 1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日
法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の寛容を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏ま

え、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

4. 新潟県人権教育・啓発推進基本指針（第2次改定版）（抄）

令和3年6月

第1章 基本的な考え方

1 基本指針策定の趣旨

(1) 策定の経緯

国際連合において、1948(昭和23)年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」が採択されて以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。

わが国においても、1946(昭和21)年11月3日、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を公布し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきた。

本県では、2000(平成12)年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。))に基づき、2004(平成16)年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、あらゆる行政分野で人権施策を推進してきた。

(2) 本指針を改定する際の考え方

本県では、最上位の行政計画である「新潟県総合計画」において、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とし、「安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟」「地域経済が元気で活力のある新潟」「県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟」を将来像と位置付けている。この総合計画を真に豊かに実現し、人がその生を受けたときから、生涯にわたり、「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会」(新潟県総合計画)となるには、あらゆる施策の根本において、人としての尊厳が保障され、個人として尊重されることが、何にも増して前提とされなければならない。

人権教育及び人権啓発は、人権教育・啓発推進法が定めるように、「人権尊重の精神の涵養」と「普及」を目的とし、国、地方公共団体、更には国民に対して、「人権尊重の精神の涵養」に努め、「人権が尊重される社会の実現」へ寄与することを期待している。すべての県民の人権が尊重される豊かな県政を実現するためには、県の施策の推進とともに、県民一人一人の、人権にかかわる深い理解と認識、積極的な協力が不可欠である。また、本基本指針に記載した個々の内容は、今後、急激な時代の進化や変化により、人権教育及び人権啓発に関わる新たな内容や視点が求められることも推察されるが、そのような際にも、人権教育及び人権啓発が本県の施策を根本で支えるものとする本基本指針の趣旨を常に認識し、新たな課題に対しても適切に対応を検討していく。

ア 第1次改定(2020(令和2)年3月)

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認等、様々な分

野において、依然として人権侵害が問題となっている状況を踏まえるとともに、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめの問題、インターネットによる人権侵害への対応のほか、指針策定後の社会情勢の変化や、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など人権に関する法整備を踏まえ、全面的に改定を行った。

イ 第2次改定(2021(令和3)年6月)

新たな感染症が繰り返し出現する中で、新型コロナウイルス感染症が発生し感染が拡大した状況を踏まえ、感染症の感染者等への差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取組をより一層推進するための改定を行った。

2 基本指針の目標と基本理念

「人権」は人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的な権利であることから、日本国憲法においても「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として保障されている。

この指針では、基本理念としてすべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、「県民一人一人がすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を引き続き目標とする。

そして、この実現に向けて、個人の価値観や文化の違いに偏見を持つことなく、一人一人の個性や多様性を認め合い、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付くよう教育・啓発を進める。

3 基本指針の性格

この基本指針は、国際連合の決議を受けて国において策定された『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』(以下「国連10年国内行動計画」という。))の趣旨を踏まえ、また、人権教育・啓発推進法に則り、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示すものであり、同時に、本県が実施する人権施策に係る基本指針となるものである。

また、市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務があるとともに、企業、団体等をはじめ県民一人一人が人権意識の高揚に寄与するよう努めることが求められている。

4 基本指針策定の背景

- (1) 国際的動向 (略)
- (2) 国の動向 (略)
- (3) 本県の動向

本県では、これまで庁内関係課で構成する「新潟県同和对策連絡会議」を設置するとともに、「同和对

策総合計画」を策定して同和問題の解決のため各種施策を行ってきた。また、個別の人権課題ごとに独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施してきた。2004(平成16)年には、人権教育・啓発推進法に基づき、新潟県人権教育・啓発推進基本指針を策定し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目指し、各種の人権施策に取り組んできた。これらの施策の推進に当たっては、国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題の解決に取り組んできたところであるが、各分野とも依然として多くの課題が残されている。2018(平成30)年に実施した人権に関する県民アンケート調査では、基本的人権が「よく守られている」「だいたい守られている」の回答の合計が68.1%で、2013(平成25)年に実施した前回の人権に関する県民アンケート調査より6.8ポイント減少している。本県のこのような状況を踏まえると、この基本指針の重要性は今後一層増していくと考えられ、国際連合や国の動向、人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまで実施してきた施策の成果や課題などを踏まえ、県民の人権に対する意識の高揚と心の豊かさの実現に向けて、県として取り組むべき人権行政の全般にわたり基本指針に則し諸施策をより積極的に実施していく必要がある。

第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進 (略)

第3章 分野別人権施策の推進 (略)

第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進 (略)

第5章 人権施策推進に向けて

1 県の基本姿勢

県は、この基本指針に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識向上のための教育・啓発などに総合的に取り組む。

(1) 庁内推進体制の整備

この基本指針に基づく施策の推進に当たっては、庁内体制として「新潟県人権施策推進会議」を設置し、庁内の密接な連携のもとに諸施策を推進する。

(2) 人権尊重の視点に立った職務遂行

県職員一人一人が人権尊重の視点に立って職務

を行うよう取り組む。

(3) 人権課題への適切な対応

人権課題について、国、市町村、民間団体等と連携を図り、その状況を的確に把握し、適切な対応を図る。

(4) 職員に対する研修等の実施

県職員一人一人の人権意識の高揚を図るため、職員に対する各種講演会や研修会を積極的に実施する。

2 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し、連携し、全国的に取り組むことが重要である。

(1) 国との連携

国が実施する人権関係施策に協力するとともに、法務局、人権擁護委員連合会、人権啓発活動ネットワーク協議会等と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組む。

(2) 市町村との連携

第1章で述べたとおり、市町村は、人権教育・啓発に努める責務がある。このため、市町村に対し、人権教育・啓発への積極的な取組を促すとともに、情報提供や助言等の支援を行うなど、市町村と連携を図りながら人権教育・啓発を推進する。

(3) 民間団体等との連携

人権問題の解決を目指す多くの企業やNPOなどの民間団体に対しての情報の提供、助言を行うなど、その活動を支援し連携を図るとともに、先進的な意見・情報等の聴取に努め、人権啓発の効果的な推進に努める。

3 基本指針の見直し等

この基本指針は、国際連合や国の動向、社会情勢の変化、人権に関する県民の意識を踏まえ、各人権分野の有識者等で構成する懇談会に提言を求め、見直しを行い、内容の充実を図る。

また、この基本指針に基づく施策の実施状況等については、各人権分野の有識者で構成する懇談会に報告して意見を求め、その結果を公表するとともに施策の更なる推進に反映するよう努める。

5. 魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言

令和2年4月1日

すべての人は、かけがえのないひとりの人間として互いに尊重されなければなりません。しかし、社会の急激な変化は、人々の生活を変容させ、利己主義や人命軽視などの心の荒廃をもたらし、その結果、人間としての尊厳を傷つけるいじめや差別等の人権侵害に関する事象が生じてきています。

よって、魚沼市では、すべての市民があらゆる人権侵害を根絶し、いじめや差別等のない、明るく住みよい社会づくりを一層推進していくことを誓い、ここに「いじめ・差別等追放都市」を宣言します。



6. 魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例

令和2年3月19日
条例第11号

日本国憲法で、全ての国民に、法の下での平等その他の基本的人権の享有を保障しているように、全ての人は、かけがえのないひとりの人間として互いに尊重されなければなりません。魚沼市では、魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言の下、あらゆる人権課題の解決に向け、積極的な施策の展開を推進しています。しかし昨今、心の荒廃、いじめや差別等の問題が家庭、学校、地域社会など、あらゆる生活環境において、憂慮される事態となっています。

いじめや差別等は、基本的人権を脅かす行為です。この問題の背景には、家庭、学校、企業、地域社会などのそれぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあり、根本的な問題解決のためには、これら全ての関係者の協力が不可欠です。

いじめや差別等のない明るく住みよい社会を目指し、市民が様々な地域活動の中で築いてきた力を結集していじめや差別等を防止するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ・差別等の防止に関する基本理念を定め、市、市民、学校、社会福祉施設、企業及び公的機関の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、市の基本となる施策及びその推進体制の整備等に総合的かつ計画的に取り組むことにより、いじめ・差別等を防止して人権を守り明るく住みよい社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ・差別等 言葉、文書(電子媒体を含む。)、暴力等による心理的及び物理的な攻撃、無視等による精神的な苦痛を与えるもの及び偏見や先入観をもとに、特定の人々に対する不利益・不平等な扱い並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に

関する法律(平成28年法律第68号)及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)に規定する虐待、暴力、差別等をいう。

(2) 市民 市内に住所又は生活若しくは活動の拠点を置く者及び一時的に市内に滞在する者をいう。

(3) 関係機関 警察署、児童相談所等の相談協力機関をいう。

(基本理念)

第3条 全ての市民は、何人に対しても、いじめ・差別等をしてはならない。

2 いじめ・差別等の防止の推進は、基本的人権を侵害する行為を許さない明るく住みよい社会を目指すことを旨として、行われなければならない。

3 いじめ・差別等のない明るく住みよい社会の実現に当たっては、市、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関及び地域社会がそれぞれの責務及び役割を自覚するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会と連携するとともに協力して、いじめ・差別等の防止に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、いじめ・差別等に関する通告、通報、相談等を受けた場合には、必要に応じて関係機関と連携し、問題の解決に当たらなければならない。

3 市は、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会におけるいじめ・差別等の防止活動について、必要な支援を行うとともに、活動の促進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 全ての市民は、基本理念にのっとり、市、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会が実施するいじめ・差別等の防止に向けた事業、活動等に積極的に協力するよう努めなければならない。

2 全ての市民は、いじめ・差別等を発見した場合又は知った場合は、速やかに市、学校又は関係機関に情報を提供するものとする。ただし、法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。(学校及び社会福祉施設の責務)

第6条 学校及び社会福祉施設は、いじめ・差別等の防止に向け、日常の取組、個別の対応等により、互いの権利の尊重に努めなければならない。

2 学校及び社会福祉施設において、いじめ・差別等を把握した場合は、その解決に向け速やかに対

策を講じるとともに、学校及び社会福祉施設だけで対応できない事案にあつては、市及び関係機関、関係団体と互いに連携し、事案の早期解決に向けた措置を講じなければならない。この場合において、法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。

- 3 学校及び社会福祉施設は、市、関係団体、地域社会等が実施するいじめ・差別等の防止に向けた活動に積極的に協力しなければならない。

(企業及び公的機関の責務)

第7条 企業及び公的機関は、事業活動等を通じて地域社会に貢献すべき社会的使命を有していることを認識し、経営者、管理者、従業員及び職員が互いに連携するとともに協力して、いじめ・差別等のない職場づくりに努めなければならない。

- 2 企業及び公的機関は、職場内でいじめ・差別等を把握した場合には、速やかにいじめ・差別等の解決に向けた対策を講じなければならない。

- 3 企業及び公的機関は、市、学校、社会福祉施設、関係団体及び地域社会が実施するいじめ・差別等の防止に向けた活動に協力するよう努めなければならない。

(地域社会の役割)

第8条 地域社会及びその構成員は、様々な地域活動で得た人と人とのつながりを活かし、互いに助け合い協力して、いじめ・差別等の防止に向けた活動への役割を果たすとともに、市、学校又は関係機関への情報の提供に努めるものとする。

- 2 地域社会及びその構成員は、様々な地域活動の中で、いじめ・差別等のない明るく住みよい社会づくりに寄与するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、いじめ・差別等のない明るく住みよい社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策

に関する計画を策定するものとする。

(いじめ・差別等の相談窓口の設置)

第10条 市は、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会からのいじめ・差別等の相談に応じるため、相談窓口を設置するものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、いじめ・差別等の防止に関する意識の高揚と普及啓発を図るため、あらゆる機会を捉えて啓発活動に努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第12条 市は、いじめ・差別等の防止及び解決に向け、情報の共有と迅速な対応を図るため、国、県、関係機関及び関係団体との連携の強化に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、いじめ・差別等の防止に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(個人情報に対する取扱い)

第14条 市は、この条例の施行に当たっては、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

- 2 いじめ・差別等に関する通告、通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

- 3 市、学校又は関係機関は、第5条第2項の規定により通告、通報、相談等した市民を保護するため、当該市民に係る個人情報の取扱いに万全を期さなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

7. 計画策定の経緯

本計画は人権に関する市民アンケート調査、魚沼市人権教育・啓発推進計画及び庁内検討委員会における以下の審議等を経て策定しました。

2024（令和6年度）

月	会 議 等	備 考
10月	人権に関する市民アンケート調査の内容検討	
11月	人権施策懇話会 ・市民アンケート調査の内容検討	
12月	人権に関する市民アンケート調査 調査票発送	12/25 発送
1月	” 調査票回収	1/15 回収期限
2月	人権に関する市民アンケート調査の集計	
3月	人権に関する市民アンケート調査の分析	

2025（令和7年度）

月	会 議 等	備 考
8月	（7日）第1回計画策定委員会 ・会長、副会長の選任 ・人権に関する市民アンケート調査の結果速報値報告	
9月		
10月	（2日）第2回計画策定委員会 ・人権に関する市民アンケート調査分析結果報告 ・第1章（案）、第4章（案）について	
11月	（19日）第3回計画策定委員会 ・第2章（案）、第3章（案）について	
12月	（24日）庁内検討委員会 ・第2章（案）、第3章（案）について	
1月	（20日）第4回計画策定委員会 ・計画（案）について	
2月	庁議で素案の審議 パブリックコメントの実施	2/10 から 3/11 まで
3月	パブリックコメントの結果報告	

8. 魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会 委員名簿

2026（令和8）年3月現在

氏 名	区 分	備考
あきやま まさみち 秋山 正道	学識経験者（新潟工科大学）	
ほしの おさみ 星野 修美	学識経験者（元魚沼市中央公民館長）	
いぐち まさひろ 井口 正博	各種団体等（魚沼市自立支援協議会）	
いなどめ ひでこ 稲留 秀子	各種団体等（小千谷魚沼地区保護司会魚沼支部）	
おおぜき みどり 大関 みどり	各種団体等（魚沼市教育振興会）	
おぼた いくこ 小幡 郁子	各種団体等（商工会女性部）	
かつまた けいた 勝又 啓太	各種団体等（北魚沼地区平和環境労働組合会議）	
こじま かつあき 小島 克朗	各種団体等（魚沼市老人クラブ連合会）	
さとう えり 佐藤 英里	各種団体等（南魚沼人権擁護委員協議会）	副会長
はせがわ ひとし 長谷川 均	各種団体等（部落解放同盟新潟県連合会）	
ほし としお 星 敏夫	各種団体等（魚沼市社会福祉協議会）	会 長
ほしの うたこ 星野 詩子	各種団体等（魚沼地域振興局健康福祉部）	
もりやま つよし 森山 強	各種団体等（魚沼市民生委員児童委員協議会）	
いまい きしょう 今井 輝昭	公募	
ほし たかじ 星 孝司	公募	

※魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱第3条(1)～(3)かつ五十音順

9. 魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱

平成26年1月23日
告示第5号

(設置)

第1条 本市における人権教育及び啓発の総合的な推進を図ることを目的とした魚沼市人権教育・啓発推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するに当たり、その内容を審議するため、魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画の策定に関し、必要な事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第2号から第4号までの規定に該当する者にあつては、市内に住所を有する者の中から選出するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 人権教育・啓発に関心を有する者で、公募により市長が選考したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、委員の一部の出席をもって開くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月23日から施行する。

10. 魚沼市人権教育・啓発推進計画庁内策定委員名簿

2026（令和8）年3月現在

氏名	所属		備考
よしざわ くにあき 吉澤 国明	市民福祉部		委員長
なかむら のぶとし 中村 信利	総務政策部	総務人事課	
ほし まい 星 舞	総務政策部	企画政策課	
いがらし まこと 五十嵐 誠	総務政策部	地域創生課	
あおやぎ くみこ 青柳 久美子	市民福祉部	福祉支援課	
ひらさわ ゆうすけ 平澤 裕介	市民福祉部	介護福祉課	
あさい はるこ 浅井 羽瑠子	市民福祉部	健康増進課	
いまむら ゆう 今村 友	産業経済部	商工課	
すき みつゆき 須佐 光行	教育委員会事務局	学校教育課	副委員長
ばんだい さとし 坂大 聡	教育委員会事務局	生涯学習課	
おおしま まこと 大島 誠	教育委員会事務局	子ども課	

※順不同

(事務局)

氏名	所属		備考
わだ すみえ 和田 純恵	市民福祉部	市民課	課長
ほし たかこ 星 孝子	市民福祉部	市民課	
あさい ゆみこ 浅井 由美子	市民福祉部	市民課	

11. パブリックコメントの結果とその反映状況

公表資料 第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画（案）
実施期間 2026（令和7年）2月10日（火）～3月11日（水）
閲覧場所 市民福祉部市民課、北部事務所、市ホームページ
提出者数及び件数 1団体 4件

提出方法の内訳

持参	郵送	FAX	電子メール	合計
1団体	0	0	0	1団体

意見の内訳

項目	件数
第1章 1 計画の策定と趣旨	1件
第1章 2 魚沼市の現状と課題	1件
第1章 3 計画策定の背景	1件
第4章 3 計画の評価と見直し	1件
合計	4件

意見の反映状況

(I) 反映するもの	1件
(II) 一部反映するもの	0件
(III) 既に反映してるもの	1件
(IV) 今後の検討課題とするもの	1件
(V) 記述を変更しないもの	1件
合計	4件

12. 相談窓口一覧

2026(令和8)年3月現在

相談窓口	実施機関	所在地・電話番号	内容
みんなの人権110番	新潟地方法務局 南魚沼支局	南魚沼市美佐島 61-9 電話:0570-003-110	差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談
児童虐待等	南魚沼児童相談所	南魚沼市六日町 920-2 電話:025-772-2400(代表)	
	子育て支援センター ぱぴぷ	魚沼市小出島 910(子ども課) 電話:025-792-6356	
新潟県いじめ・不登校等 相談窓口	新潟県教育庁	新潟市中央区新光町 4-1 電話:025-285-1212	
DV相談	★市民相談センター	魚沼市役所 本庁舎(市民課) 電話:025-792-8844	
	新潟県女性相談支援 センター	中央福祉相談センター内 電話:025-381-1111(代表)	
障害者に関する相談	★魚沼市障がい者基 幹相談支援センター	魚沼市役所 本庁舎(福祉支援課) 電話:025-792-9760	
	★魚沼市障がい者虐 待防止センター	魚沼市役所 本庁舎(福祉支援課) 電話:025-792-9767	
地域包括支援センター	南部地域包括支援セ ンター	魚沼市原虫野 433-3 電話:025-793-7337	高齢者に関する 相談
	北部地域包括支援セ ンター	魚沼市須原 1237-1 電話:025-793-7075	
	西部地域包括支援セ ンター	魚沼市徳田 112-1 電話:025-794-6001	
新潟県人権・同和センタ ー	新潟県人権・同和セ ンター	新潟市中央区川岸町 2-11-4 高校会館 1F 電話:025-211-4740	人権問題・被差別 部落問題(同和問 題)など
外国人相談	外国人相談センター	新潟市中央区万代島 5-1 万代島 ビル2階(朱鷺メッセ) 電話:025-241-1881	県内在住外国 人、その家族、企 業担当者など

★印の施設の住所・・・ 魚沼市小出島 910 魚沼市役所 本庁舎

第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画

2026（令和8）年3月策定

発行 2026（令和8）年3月

編集 魚沼市市民福祉部市民課

〒946-8601

新潟県魚沼市小出島 910 番地

Tel : 025-792-8844

Fax : 025-792-5600

E-mail: soudan@city.uonuma.lg.jp
